

第七十一回国会
衆議院

大蔵委員会議録 第二十一号

昭和四十八年四月三日(火曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 鳴田 宗一君

理事 大村 襄治君

理事 松本 十郎君

理事 森 美秀君

理事 武藤 山治君

理事 愛野興一郎君

理事 越智 通雄君

理事 金子 一平君

理事 小泉純一郎君

理事 塩谷 一夫君

理事 野田 毅君

理事 坊 秀男君

理事 毛利 松平君

理事 高沢 寅男君

理事 広瀬 秀吉君

理事 村山 喜一君

理事 増本 一彦君

理事 内海 清君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主税局長

委員外の出席者

通商産業省重工業局自動車課長

通商産業省鉱山石炭局鉱業課長

通商産業省公益事業局計画課長

運輸省自動車局整備部長

建設省計画局宅地部宅地開発課長

大蔵委員会調査室長

委員の異動

四月三日

辞任

地崎宇三郎君

補欠選任

愛野興一郎君

三月三十日

音楽、舞踊、演劇等の入場税撤廃に関する請願

(井上泉君紹介)(第一八三四号)

同(寺前巖君紹介)(第一八三五号)

同(東中光雄君紹介)(第一八三六号)

同(平田藤吉君紹介)(第一八九二号)

同(三浦久君紹介)(第一八九三号)

同(三浦久君紹介)(第一九五〇号)

同(青柳盛雄君紹介)(第一九八四号)

同(諫山博君紹介)(第一九八五号)

同(梅田勝君紹介)(第一九八六号)

同(木下元二君紹介)(第一九八七号)

同(庄司幸助君紹介)(第一九八八号)

同(柴田睦夫君紹介)(第一九八九号)

同(瀬崎博義君紹介)(第一九九〇号)

同(田代文久君紹介)(第一九九一号)

同(谷口善太郎君紹介)(第一九九二号)

同(津金佑近君紹介)(第一九九三三)

同(中川利三郎君紹介)(第一九九四号)

同(外一件)(中略雅弘君紹介)(第一九九五号)

同(中島武敏君紹介)(第一九九六号)

同(野間友一君紹介)(第一九九七号)

同(林百郎君紹介)(第一九九八号)

同(増本一彦君紹介)(第一九九九号)

同(松本善明君紹介)(第二〇〇〇号)

同(三谷秀治君紹介)(第二〇〇一号)

同(村上弘君紹介)(第二〇〇二号)

同(山原健二君紹介)(第二〇〇三三)

同(山原健二君紹介)(第二〇〇三三)

同(東中光雄君紹介)(第一八九五号)

同(正森成三君紹介)(第一八九六号)

同(佐藤敬治君紹介)(第一九五一号)

個人事業主報酬制度の創設に関する請願(不破哲三君紹介)(第一八三八号)

公共事業等の適期施行に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一八九七号)

所得税等の課税最低限度額引上げに関する請願(寺前巖君紹介)(第一八九八号)

国民金融公庫の定員増加等に関する請願(堀昌雄君紹介)(第二〇〇四号)

は本委員会に付託された。

三月三十日

所得税の減税に関する陳情書(愛知県議会議長神田效一)(第一六四号)

付加価値税の新設反対に関する陳情書(愛知県議会議長神田效一)(第一六五号)

土地税制の改正に関する陳情書(名古屋市中区栄二の一〇の一九中部不動産協合理事長土川元夫)(第二二七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

〇鳴田委員長 これより会議を開きます。

法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。塚田庄平君。

〇塚田委員 法人税についてまず伺いをいたしたいと思ひます。

この前、総理大臣がここへ見えられまして、最近の日本の経済の状況等を考え合わせ、あるいはまた法人税の国際的な水準といふことが、そういう状況等を勘案して、法人税については将来税率を上げる、つまり増税をするということをお示しなされたわけですが、この言明に基づいてお示した大蔵省当局も法人税率を引き上げることについての検討を始めるだろうと思ひますが、その検討を始める場合の目安と申しますか、基準と申しますか、どういふところに主眼を置きながら、またどういふ観点を踏まえながら法人税率について作業を進めるのか、その点お答えいただきたいと思ひます。

〇高木(文)政府委員 法人税の負担のあり方につきましては、四十六年の八月のいわゆる税制に関する長期答申におきまして、将来法人にはなお負担を求めることとなるという考え方であったわけでございますので、私も同様にいたしましては、日ごろから法人税の負担のあり方ということについてはいろいろ検討いたしておるわけでございますが、御存じのように、法人税の仕組みは非常に複雑になっておりますので、法人税の負担を上げるといふことになりまします場合には、同時に、やはり現在の法人税のいわば仕組み、基本税率と配当課税率とがあるということであるとか、それから配当を支払ふ法人の段階と、それを受け取る法人の段階における受け取り配当の益金不算入、個人につきましては配当控除の制度というふうな仕組みにつきましても考える必要があるわけでございます。最終的にはもちろん税率の問題に突き当たるわけではありましようが、単純に税率の検討だけではいけないのであつて、その背後にある法人税の仕組みの問題を十分検討しなければならぬといふかなり広範な問題になるうと思つております。

○塚田委員 いま局長から、手をつける場合には基本税率あるいはまた配当課税率がある、そういう点等を加味して広範な作業といいますが、検討を進めなければならぬという話ですが、私もその点は当然いまだこの段階になって、基本税率あるいは配当課税というこの両方の措置を一体どうからみ合わせたいだろうかという問題が出てくるのだらうと思います。そこで、いまの現行法人税は一億円を境にして、それから上、下というのはちよつとおかしいのですが、資本金一億円以上のもので一億円以下のものについては、税率をそれぞれ変えて措置をしておりますが、私もそういう二つに分けてやるということだけでは、税の公平といえますか、あるいは再配分といえますか、そういう機能を果たしづらいのじゃないか、基本的にいうと、比例税率というやり方についてこれから検討を進めなければならぬと思うのですが、それにしまして、比例税率を二つに大きく分けてやってやる。私やはり法人実在説の立場を堅持しながら、ある程度累進的な措置をとることが最も公平なのじゃないか、こう考えますが、その点についてひとつ局長の見解を聞きたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 ただいまの御指摘のように、ことはあまりよくありませんが、実在説的考え方とるか擬制説的考え方とるかという問題が一つ基本にあることはあるわけでございますけれども、そのいずれをとるにいたしまして、累進税率というような考え方、あるいはそこまでいかないにしても多段階の税率構造にするという考え方については、なかなかそういう考え方をとることがむずかしいのではないかと感じを私は持っております。

と申しますのは、かりに法人を一つの實在としてとらえまする場合におきまして、しよせんそれは何らかの意味におきまして、その自然人の集合体でございますから、自然人がいろいろの形で集まって法人をつくることは幾らでもできるわけでございます、かりにある段階で法人を税率を

変えるということになりましたら、それを、たとえば資本金の額によつて基準をつくるということをしていしたならば、やはりどうしても税が安いほうがいからというところで、会社を分割することは現状ではきわめて容易にできるわけでございますので、いましばしば、いわゆる大企業、資本金の大きい企業というものがあつて、そこからまた税負担を求むべきではないかという御議論がありますけれども、そういう資本金の大きい企業についての税率を高めますならば、大きな企業は小さな企業に分割されていくということが予想されるわけでございます。

現在二段階になってはおりますけれども、資本金一億というところまでございまして、その軽減税率が働く限度は所得三百万円の部分についてだけございまして、現在の軽減税率のメリットは、中小企業においては非常にありますけれども、一億円前後になりますと、さほどきいてこないというふうになっておりますから、現状において現行制度のために資本金一億円未満の法人が、税率が高くなつては困るからということと、資本金をふやすことに對して、この制度が抑制的に働くということには現在ではなつておりませんけれども、もし多段階税率にして、さらに十億とか百億とかいうところで線を引いて、率を変えていくということにいたしますならば、その辺のところの線上にある企業におきましては、資本の大きさを操作し、あるいは分割をするということによつて、低いほうの税率になるように努力するということが行なわれるのでありましょうから、どうも自然人の場合とは違つて、人間の集団である法人の場合には、そういう適宜につくることのできるというこの関係上、税率構造を多段階にいたしまして、予期したようなぐあひになかなか適応できないような状態が現実のほうで先行していくのではないかとこのように考えます。

そういうことから私どももいたしましては、基本的仕組みをいすれに持つていくにいたしまして、累進構造なり比例段階構造というものは無理

であつて、やはりこの点は比例税率でいさざるを得ないのではないかとこのように、よく検討しなければなりません、現在の私の気持ちであり、またこれまでの検討してきた結果でもございまして、

○塚田委員 いま局長から御答弁がありました、確かに実績を見ますと一億円前後といふことが、この辺にはあまり差別というか影響といふか、これは二段階にしたからといつて實際にいううです。しかし十億をこえまうとぐつと税の負担率が軽くなつていく。だんだんと資本金が多くなつていくにつれて軽減されていく。と同時に五百万未満については税の負担率としては非常に重くなつていく。そういうまん中ごろは大体あまり変動はありませんが、十億をこえた資本金については實際税の負担率というのとは軽くなつてきておるといふことが資料の示すところですが、私は、段階を多くせよ、あるいは累進的な考え方をとれといつても、所得税のようにこまかくやれということと比べて、やはりある程度いまの二段階を四段階あるいは五段階というふうに分けることによつて税の公平を期す、こういう作業は必要なんではないか、こう思うので、実際の資料はそういうことを示しております。その点について見解を伺ひたい。

○高木(文)政府委員 御指摘のように、資本金階層別に税負担を見ますと、むしろ資本金の大きいほうが、結果として出てくる税負担が小さいという傾向にあることは事実でございます。なぜそういうふうになつておるかということについてはいろいろ原因がありますし、実は統計のとり方等にも問題があるのでございまして、基本的にはやはり資本金の大きい会社といふのは、それだけ配当政策を重視することになります。将来の発展を期するためにはまた将来資本調達をしなければならぬといふことがありますから、株式の配当について非常にナラバスにならざるを得ないわけでありまして、したがつて配当をなるべく高い水準に保ちながら、かつ継続的に配当していくということとをしないといふ、株価の維持の問題もあり、かつ将来

来に向かつての資金調達の関係もあつてどうして

もナラバスになる。そこで配当政策には非常に重点が置かれるわけでありまして、資本金が大きいといふことはそれだけ配当所要額が大きいといふことでもありますから、配当所要額が大きいといふことは、配当課税率が働く金額が大きくなるという関係になりますので、資本金が大きいほど、同じ法人の所得のうち、基本税率が働くいわゆる留保所得の占める割合は低くなつて、配当課税率が働く配当に充てる金額の部分が大きくなつていきますから、平均的にはどうしても税負担率が下がつてくるという関係にあるわけでございます、そのことが資本金の大きさと税負担率との関係に最近顕著にあらわれてきておるわけでございます。

そのことから、その問題をどうしたらよいかといふことになりまして、やはりどうしても配当課税率率そのもののあり方というものを考えなければならぬといふことになるわけでございます。しかしながら、一方におきまして配当課税率率といふものが今日のように設けられましたのは、企業にとりまして資金調達をする場合に、金融機関から金を借りれば借入れ利息が損金になる、配当のほうには課税法人税率がかかり、とにかく配当するからといつてそれが損金になるわけではない。そういう資本調達を直接資本調達、金融機関によらざる直接資本調達ができたという経過でございますので、一面において税負担率という面から見るとたいへん問題があるので、もう一ぺん配当課税率については考え直すべきであるという考え方も、もう一方は、わが国産業の資金調達のあり方をどのように考えたらよいかといふ問題とどのよう

に調整すべきかといふ問題が問題でございます。いすれにいたしまして、そこが一番問題でありまして、その問題を現状のままにしておきながら段階税率、累進税率というのはいや基本的問題を放置したままでそういうことに触れることにもなりませんので、私どももいたしましてはそういう意

味では、この段階税率問題もしくは累進税率問題の前に配当税率の問題にメスを当てるべきではないかと考えております。

○塚田委員 配当問題についてはまたあとで御質問いたしたいと思ひます。

先ほど局長は、そういう累進といひますか段階を多くしていくと、大きな会社は細分してそれぞれ資本金を小さくする、つまり分かれていく、こういう弊害がある。私はそういう弊害は杞憂ではないかと思ひます。一体企業にとって資本金を小さくして子会社あるいは同族会社をたくさんつくっていく、これが一体企業にとってどれだけのプラスになるかという事なんです。むしろ資本金の調達あるいは経済活動からいって、こういう小さな法人にどんどん分かれていく、こういうことはだれが見たって不経済だといふことははっきりしていると思うのです。たとえば個人が貯金する場合に百万円限度で無税になる、だから一千万円を十に分けるという問題とはこれはちよつと違ふんじゃないか。そういう杞憂は要らないと思ひます。どうですか、これは。

○高木(文)政府委員 それはある意味からいへばそれはやめてみなければならぬといふことかも知れませんが、しかし現実には私も税の執行その他のことではしばしば困っておりますのは、一種の紙の上の会社といひますか、そういうものが幾らでもある。現在では一定の手続を経なければならぬことにはなっておりますが、比較的簡易な手続で商業登記をすれば法人は幾つでも、どのようになつてくれることになっておりますので、現在の日本の商法のたてまえ、そのような商法のたてまえを前提とする限りは会社はきわめて容易につくれるわけでございます。

そこで、一方においてしばしば株式の上場の場合等において諸外国等から批判されておりますように、関係企業間を連結して見る、財務を連結して見るというような点もまた現状では不十分でございます。そういうので、そういう商法のたてまえなり現在の財務といひますか企業会計の現状からいひたい

ますならば、私はおことばではございますが、比較的容易にどんな会社は分かれていくといふことにはなるのではないかと。現在でもかなり大企業は関連企業をずいぶんたくさん持っておりますわけでございますから、関連企業全体として仕事を拡張する場合にどの会社でやたらにいかといふ場合に、もし税率に差があれば、同じことであれば税が少なくなるようにしかるべき企業でしかるべき活動をしようといふふうに分割していき、仕事を分けて分担していくといふことになるのではないかとと思ひます。と、どんな分野に新しく企業をつくるという事ともないかもしませんが、事はそう無限にあるとは思ひませんが、現在ですであるいゆる大資本関係のたくさんある会社の間で業務をいろいろ分担していくといふことは起こり得るのではないかと思ひます。

○塚田委員 もし局長が、そういう点が非常に心配だ、また現実にあるのだといふことになれば、この問題は、これは配当課税等からいへば当然商法の改正まで真剣に考えなければならぬ問題だと思ひます。それを回避して、ただ税法の操作ではこういう事態がくるからだめなんだ、めんどうなんだというそういう答弁は、私はどうも前向き、積極的な答弁ではないと思ひます。この際そういう商法改正も含めて、これはいろいろの問題、これからあると思ひますが、一連のこの税法上の不合理を商法改正によつて基本的にやはりあわせて改正していく、改めしていく、こういう態度でなければならぬと思ひますが、どうでしょうか。

○高木(文)政府委員 詳しいことは私もよく存じませんが、日本の商法のあり方という問題について、もし先ほど御指摘のようなことがどうして必要であるといふことになれば、十分研究しなければならぬわけでございます。おっしゃることとはわかりますけれども、私もとしてはなおその前にいろいろの現行制度について再検討すべき余地が他にも残つておると思ひますので、そういう意味で、私もこの段階税率なり累進税率なりとい

う問題の前にやるべきことがあるのではないかと、いうことを感ずるのでございます。

○塚田委員 あわせて、先ほど十億以上、だんだんと資本金が多くなるに従つて税の負担率が軽くなるという点については一応お認めになつて、それは大きな会社は配当重視の関係でそうなるのだという御説明がありました。それは、大きな会社は、法人税法による、あるいは特別措置によつていろいろの控除なり特別償却なり、そういう制度が幅広く適用されて、しかもそれを活発に活用するといふ中で損金算入の面が非常に多いといふことが一つの原因だ、こう考えておるのですが、局長はどう考えますか。

○高木(文)政府委員 現在いろいろの企業統計等にあつておられます状態といふのは、四十六年ごろまでの数字でございます。それでただいま御指摘のような問題があつたわけでございます。その点は当委員会においても過去何年にもわたりしばしば御指摘を受けたわけでございますが、中でも最も問題でありました輸出奨励関係のもろもろの税制が、結果的にはやはり輸出関連産業といふことからいへば大企業にメリットが片寄るという傾向がどうしても出てくるわけでありまして、そして輸出特別償却等は、その機械の取得の時点から三年間しかるべき時期にその恩典を利用できるといふことがありましたので、今日かなり輸出振興税制は御存じのように整理をいたしまして、市場開拓準備金が資本金十億以下のものについてのみ残つておるだけになりましたけれども、過去にありました制度のメリットが四十六、七、八ぐらいまではやはりあらわれてくるわけでございます。そういう意味で、いままでの税制の中にただいま御指摘のような傾向があつたことはまさに否定できない事実でございますし、それからそれを大部分のものは整理をいたしました。今後ともなお若干のものが残つておることもまた事実でございますので、先ほど御指摘の税率の問題と並んで課税標準の問題については繰り返し努

力をして合理化をはかつていく必要があるといふふうに考えます。

なお一つつけ加へさせていただきますと思ひますが、現在のものもろの統計では、しばしば法人税負担という形式で表示されておりますものは、実は実質法人税負担ではなくて名目法人税負担になつております。たとえば受け取り配当についての源泉段階における課税なり、受け取り預金についての源泉段階における課税なり、外国における経済活動において外国において納めておられます税額なりにつきましては税額控除されるわけでございますが、現在のものもろの統計では、しばしばそういう納付済み税額を差し引いた残りの法人税額が表示されておりますので、比較的大きな企業は受け取り配当も多いし、預金もありまして、あるいは外国税額控除もありまして、そういうようなこともありまして、若干その面が配当課税で、先ほどは配当課税について主として御説明いたしましたが、そのほかにもそういう問題があるといふことをつけ加へておきます。

○塚田委員 海外市場開拓準備金等の問題をあげての御答弁ですが、資料によりますと、国税庁から出ている会社標準調査ですが、四十六年しかないのでありますが、法人税法による貸倒引当金あるいは退職金あるいは賞与、租特による価格変動準備金あるいは海外市場開拓準備金、当時はまだありませんから、あるいは海外投資損失準備金あるいは特別償却あるいは割増し償却と合わせますと、実に六兆円をこえるわけですよ、残高は。四十六年残高は六兆円をこえると思ひます、合計は。おそらく、四十六年統計ですから、四十七年、四十八年、となりまして、これは七兆円近い、あるいは少なくとも財投に見合うくらい大きな金になつておると思ひます。こういう面がやっぱり百億以上の、特にこの統計を見ますと、資本金階級別に調査しますと、百億以上の大会社に大きく集中しておるわけですよ、この残高は、金額の面では、五十億、百億、これ二つ合わせますと約三分の一以上の数字になると思ひます。こういう

う措置がなされておるから、私はどうしても税負担というものは軽くなつていく、これが実態じゃないかと思うのです。大きな原因だと思ふのですが、数字に当たつての結果なんで、この点についての局長の御答弁を願ひたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 御指摘の点はありますが、そのうちで租税特別措置法によるものも準備金につきましては、これは政策として今日まで置かれてきたものでございますから、これについては先ほども御指摘がありましたように、今後ともなお精査をする必要があり、今回の租税特別措置法の改正案において、価格変動準備金の制度について若干手直しを御提案申し上げておりますのもそういう趣旨でございます。しかし、いま言われました非常に大きな金額になりますけれども、その非常に大きな金額を占めるのうち、いわゆる貸倒引当金なり退職給与引当金なり賞与引当金なりという制度そのものにつきましては、これは事のよしあしは別として、基本的に現在の会計のあり方、どういうときに売り上げに計上し、どういうときに経費として落とすかという期間損益の問題と関連するものでございます。

貸倒引当金につきましても退職給与にしましても、やはりその貸してある金については一応何らかの準備が必要でございます。現在の貸し付け金については金額、それは必ず債権として、資産としてあがってくるわけでございますが、貸し金というものはやはり何%かの割合では倒れる危険があるわけでございますから、企業としては貸し付け引当金とするのは当然ではないか。率のよしあしは問題がございましょうが、ある程度それを引き当てることは必要ではないか。また退職給与引当金につきましても、これは従業員のことを考えますならば、いまこの程度の引き当てでは不十分だということをだいたいわけておりますが、御存じのように、大体二分の一基準で積むことを認めておるわけでございますから、そういう意味では不十分だという批判もあるわけでございますが、

やはり何か退職給与についての引き当ては必要ではなからうか。

そのように考えますならば、これらの引当金については、制度そのものについては当然あつてしかるべき制度ではないか。引き当てる割合その他についてはあるいは検討を要するものがあるかもしれない、こういうふうな理解をいたしておるわけでございます。なお引当金につきましても、金融機関の貸倒引当金は、四十七年度の税制改正の機会に引き当て率を約二割落とすということでも御理解いただけますように、私どももこの引当金の率そのものについては絶えず検討をいたしておりますが、制度そのものは、引当金のほうは当然あつていいものではないかと思ひます。

○塚田委員 私、びた一文引当金はまかりならぬということを言っているのじゃないのですよ。最近いろいろ聞くところによると、この引当金とあるいはまた準備金、こういった金がむしろ短期に流動していく。これが過剰流動性の一つの要素にもなつておる。特貸倒引当金というのは非常に多いわけですよ。そういうことからいっても、特に退職金、賞与等については、これは従業員に当然いくべき金であるからいとして、貸倒引当金というのは、残高は一兆円あるいは二兆円、おそらく四十七年、八年では二兆円になつておるのじゃないかと思ふのです。こういう膨大な金を留保しておる。そしてそれが短期に外へ出るというふうな事態等もうおさされておる。また実際さうだという学者もおるわけですが、一体こういう問題について局長はどう考へておるか、御答弁願ひたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 引当金は、経理の上では会社の中にそれだけ引き当ててあるわけでございますが、現金ベースの上では当然それは設備その他に回るとか運転資金に回るとかいうことが通常の場合でありましようし、一般的に金のたぶつきが起つてまいりますと、それがいろいろなところに戻つていくということはあり得るわけでございますが、

す。しかし、この引当金の額が非常に多いから、直ちにそれがいわゆる投資資金に回るとかたぶつきになるとかいうことではなくて、それはやはり別途の金融の問題等によつて調整されるべきものではないかと思ふわけでございます。

ただし、たゞいま御指摘になりましたように、貸倒引当金についてはかなり伝統的に率が高まつておりますけれども、そして昨年は金融機関の貸倒引当金だけについては若干の手直しをいたしましたけれども、これはやはり御指摘のように、経済事情の変動に応じてどのぐらいの引き当て率が良いかということについては、よく絶えず見直しを行なわなければならないわけでありまして、その点では塚田委員のおっしゃる御意見に賛成でございますので、私どももお貸倒引当金のあり方については今後とも検討を続けることを考へております。

○塚田委員 先ほどの、例の法人税率を上げる場合の段階を多くすべきだといふ問題といふ問題は、ひとつ真剣に取り組みを進めてもらいたい。おそろく局長も、もうすでに御承知だろうと思ひますが、東京都の大都市の財源構想が出ておるのですが、その中では、これは都税ですが法人税については相当段階を設けて決定するというような点もありますので、これは質問じゃありません、その点もひとつ参考にながら進めてもらいたいと思ひます。

それでは時間もございせんので、特別措置に移りたいと思ひます。

何へんも言われておることですが、もうこの辺でひとつ診療報酬については決着をつけてもらいたいと思ふのです。そういう意味できょうは質問をしたいと思います。

たいへん皮肉な質問になりますが、この診療報酬の政策目的は何ですか。

○高木(文)政府委員 診療報酬は、昭和二十年代の末に国会の御発議によりましてつくられた制度でございますが、これはその当時においてはそれなりに政策的意味があつたと思ひます。と申しま

すのは、何ぶん二十年前のことでございますから、社会保険制度がまだ完全には行き渡つておらなかったといふことで、医師の間では必ずしも社会保険医療というものについて心底からこれを伸ばしていかうという気持ちの方ばかりではなかつたといふ時代のことでございますから、一つには社会保険診療報酬の請求のわずらわしさといふことと、それからもう一つは社会保険診療基金等を通じて収入がいま一〇%捕捉されるということとの関連もありまして、またもう一つは当時医療費単価の値上げに関連して、単価の引き上げが財政的に困難だといふこととの関連で、税のほうで見るといふ事情がありまして設けられたことは先刻御承知のことであらうと思ひます。

(委員長退席、大村委員長代理着席)

しかしその後、しばしば各方面の御議論がありますように、二十年の間、しかもいわゆる経費率を法定をして、その法定をした経費率を固定したままで二十年間経過しているといふところに問題があるわけでございます。私どもは当時とは事情が違つておるので、現在においては何とかこれを手直しをしていくべきであるといふふうに考へておりますが、いろいろなところにいるいろいろな影響がありますために、まだうまく結論に至らないのは力至らざるものでありまして、残念に思つております。

○塚田委員 二十年前にはそういう意味があつた。現在はそうすると意味がないといふことですね。政策目的という面、特別措置でやつておるということについては何ら意味がない、こういうふううに受け取つてよろしいですか。

○高木(文)政府委員 税の立場から申しますと、こういう医師の社会保険診療報酬についてだけ経費率を法定してあるような制度といふものは、つまり社会保険診療がこれだけ普及しました今日におきましては、税のほうのいわゆるこの面におきましてデメリットがあまり大き過ぎますので、これは直していただかなければならぬ。全く意味がないといふことではないと思ひます。全く意味がな

いということではないと思いますが、医療行政といいますが医療政策といいますが、それにお手伝いをするといふためには、あまりにも税の面における犠牲が重過ぎるという感じがいたすわけでありまして、頭からこの制度を全然やめようべきだということかどうかについては問題がありますが、とにかく現行のままではいかぬということはいえると思います。

○塚田委員 税の面で医療政策にお手伝いする、こういう御答弁ですが、これは手伝いじゃないのですよ。率直に言って、一点単価のアップがうまくいかなかった、これでもって措置をして何とかだめていく、それが二十年続いているのですよ。いまでは、これは主税局からの資料ですが、驚いたことには、最近のその方面の要求は、単価も上げてくれ、しかし診療報酬についての特別措置は絶対に廃止してはならない、場合によっては診療報酬についての特別措置のほうにウエートを置いて陳情なり行動というのが多いわけですよ。つまりお手伝いじゃなくて、むしろこれが主体になっておる、こういう事態が現実ではないかと思うのです。

これは私は税の基本的な問題としてたいへんな事態を踏まえておると思う。だからこそ、十回にわたって税調はこれは廃止すべきだ、すべきだ、こういう勧告、答申を行なっておるわけですよ。にもかかわらず今日までじんと日を過ごさず、これは私は税に対する国民の不信感といえますか、最もおる元凶だと思ふのですが、どうでしょう。

○高木(文)政府委員 いろいろな意味で弊害が出ておると思います。経費がそもそものくらいかかるかというところは、本来ならば収入の大きき、したがって患者さんが多いとか少ないとかということによっても収入と経費の割合は違ってくるはずでありますところ、収入の大きさに全く関係なく経費の率を一定しておるということになりますと、比較的収入の多い方が本来あるべき姿よりは有利になっておるという関係もあるわけでございます。

いますし、このお医者さんの仕事をどう見るか、単純に事業所得と見るかどうかということについてはいろいろ御議論もあるかと思ひますが、しかし税法上の区分からいえば、やはり事業所得で見ざるを得ない性格のものでございますので、個別対応の経費を見るということをしていないで一律に見るということには基本的な問題があるわけで見まして、ただいま御指摘のように、税制調査会ではしばしば改善、改変を求められておりますのもそのような理由からでございます。

そこで、御存じのように、昭和四十七年度の税制改正に対する答申の際に、従来は政府に向かつてこの制度をやめるかあるいは縮小するかあるいは停止を要するかといたしたようなことで、何か考え直せということに答申をしてきたけれども、政府サイドでなかなかできないというところであるので、しからば現実的な案を税制調査会自体が少し検討してみようということになりました。し、しばしばこの席でも申し上げておりましたように、昨年の夏以来税制調査会の中に特別調査会を設けまして、現在は税制調査会の会長自身が特別調査会の部会長をお引き受けになって御検討になっておるところでございます。しかしながら、二十年もこのまま何となく今日まで来たということにして、それだけに根が深い問題があるのだから、その関係から税制調査会におきましてもかなり幅広く、いろいろな面を総合的に判定する必要があるというところで慎重な審議を繰り返しておられるわけでございます。私も、非常に受け身な言い方で恐縮ではございますが、この特別調査会がいろいろ検討を重ねられた結果、ある種の結論を出されることを期待しておるというものが今日の段階の現状でございます。

○塚田委員 これは怠慢ですよ。二十年間もほっておいて、いまなおこの段階において税調の答申を待ってやる。大体六十八国会では大蔵大臣、当時水田さんですね、これは早急に廃止するといふ答弁をしておるはずなんです、この委員会でも、大蔵大臣はこう言っています。大蔵省としては最初

からこの特例は反対だ、こう言っているのですよ。直ちに廃止すべきものだ、こう言明しておるのです。そういう言明があるにもかかわらず現在まで延びてきておる。大体皆さんの調査だつて七二〇の経費なんというのを出していないのですよ。五二ないし五四でしょう。最近出た国税庁の調査では五四、これでも私は大きく見えておると思うのです。しかも、これによる減収は年々ふえておる。昨年は八百億、これは八百八十億の減収見込みじゃないですか。こういうことでは、おそろしく医師一人当たり百万円くらいの減収になるのじゃないかと思うのです。

一体こういうことで国民に税に対する信頼感といひますか、そういうことを求めることはできないと思うのです。大体期限のない特別措置なんというのはいけません、そうたぐさなんと思ふのです。これは最たるものですよ。こういう事情を考へて、答申を待って——待ってじゃなく、ここできっぱり、ことしじゅうに処理する、この次の国会には出す、こうひとつ答弁願いたいと思うのです。

○高木(文)政府委員 そういうお答えをいたしたいところでございますけれども、二十年間何とかしなればならぬと言いつつに延びてまいりましたについては、やはりそれなりに事情もあり、理由もあるわけでございます。医師のサイドからは、現在でもまだ適正診療が保証されていない。当時のとはいへん事情が違つてまいりました。医師の収入のほとんど大部分が社会保険診療になるようになったわけでございますから、いわばお医者さんは公定価格のもとで生活しておる、こういうことになるわけでございますので、その公定価格の意味を持ちます診療報酬のあり方がなおいろいろ問題がございます。これは私もはしろうとでございますけれども、税制調査会の審議を聞いております段階でも、しばしば関係者からいろいろの説明がございしますが、診療費の体系のあり方等におおまか非常にいろいろな問題がたぐさ残つておるようでございますので、それとこれと

は全く切り離しては解決がつかないという御主張もある意味ではうなづけぬわけでもないのございまして、これだけで全部切り離し、他の問題はあと回しというわけにもなかなかまいらぬ。そのあと回しにまいらぬという問題がなお混沌迷の中に入つておるということでもありますので、何とかそれを相互にある意味では関連させ、ある意味では切り離しながら道を見つけていくということであるかと思ひます。私も、税の担当者の立場では、何とかこれは早くやめていただきたいという気持ちを持っておりますけれども、事健康に関連ある問題でございますだけに、あまりこの影響も考えずに処理するわけにもまいらぬというわけで、御指摘のように皆さまからたいへん歯がゆいと言われておるわけでございますが、気持ちとしては、何とか早く解決をするように努力したいと思つております。

○塚田委員 これは何べん言つてものりくくりで、さっぱり決断のある答弁を得られないのです。が、私は、これはお手伝いするとか診療費と関連づけてということですが、この場合は関連じゃないで全く肩がわりしてゐるのですよ。肩がわりしてゐる。一点単価がどうあるべきか、あるいは薬価基準がどうなるべきかということは、そしていま答えたようなことは、これは厚生省の答えることなんです。税務当局の答える答弁じゃない、このことです。税務当局としては、こうすべきだ、こうやります、厚生省ともよく打ち合わせをしながらこういう不合理な税制は即刻なくします。これでいいんです。そうあつてこそ初めて公平が期せられると思うのです。いまの答弁は、それは厚生省の答弁じゃないですか。そういう態度じゃいけないので、ぜひ勇断をもって早急にこの問題についての結論を出すようにしてもらいたい。時間もございませんで、これはそういう私の希望を述べて、終わりたいと思ふのです。次に、やはり特別措置で、利子配当の分離課税について聞きます。この政策目的は何ですか。

○高木(文)政府委員 利子につきましては非常に長い歴史を持つておるわけでございますが、これはやはり貯蓄奨励ということから始まったものであると思ひます。配当につきましても、直接金融が間接金融ということと関連いたしまして、利子とのバランスを考えながら設けられていた制度だと思ひます。ただ、これにつきましては、御存じのように、たしか昭和四十五年の改正であつたと思ひますが、現在は漸次改めまして、総合のほうに持つていく素地はできておるわけでございます。御存じのように源泉選択制度というものが最近できておるわけでございます。その源泉選択制度につきましても、最初は一五%、次が二〇%、続いて二五%ということで、源泉のほうを選択した場合の税率を漸次上げてきておるわけでございます。御承知のように本年一月一日から二五%になつたわけでございますので、本来ならばかなり源泉分離を選択することは不利な方が多いという状態になつてきております。しかしながら、まあ預金者あるいは株主が、言つてみれば税務署とかかわりを持ちたくないということで、税負担の高い低いに關係なくなお源泉制度のほうを選ばれる方がきつめて多いという現状になつておりますが、これらにつきましても本年一月一日から源泉選択の税率が、まあ一つの目標といひますか、あるべき姿といひますか、その二五%に到達したところでございまして、この経過を見まして、これはあと二年、五十年まで続くわけでございますから、そのあたりでもう一度根本の見直しが行なわれるということを予定しております。

○塚田委員 答弁のとおり、この利子についての分離課税というのは非常に長い歴史を持つておる。おそろく明治以来の制度であらうと思ひます。これは当初、貯蓄奨励ということを出された、そういうことですが、私は、これは貯蓄奨励もさることながら、明治から大正にかけての日本の資本主義の上昇育成期、こういう資本主義育成の一つの大きな柱としてこの利子の分離課税というものがとられた、こう思ひます。これは明らかに所得税の公平の原則というものを破つてまでこうしなければならなかつた当時の事情というものも、それなりに私は評価、是認したいと思ひます。さて、いまになつて、それじゃ一体貯蓄奨励の目的をどれだけ達しておるかということになると、私はもうこれはその意味を失つてきておるのじゃないか、こういうふうにお思ひます。それは局長も御存じのとおり、日本というのは各国に比べて非常に貯蓄性向が高い。アメリカあるいはイギリス、西ドイツ等に比べても、問題にならないほど高いわけですよ。大体七一年、七二年になりますと、貯蓄率というのは二〇%をこえる、こういうわけになります。統計上そう出ております。アメリカのごときは二〇%に満たない。あるいは西ドイツにしても一五%である。非常に勤勉な貯蓄性向を持つておる国民なんです。ところが反面、それでは一般の庶民といひますか、平均は一体どのくらいの貯蓄をしておるのかといひます。これは大体百万未満です。そこに集中しております。いわばこの税はそういう零細な庶民の貯蓄に対して資するものが少なく、むしろ大きな企業にとってはこの制度というのは非常に恩恵のある制度だと思ひます。私は、そういう現実を踏まえて、この利子分離課税について、あるいは配当の分離課税については早急にやめて、所得税と同じような一般所得としての課税をやるべきだ、こう考へるのですが、この点についてひとつ御答弁願ひたい。

○高木(文)政府委員 おっしゃるやうに、わが国の場合は貯蓄の率が非常に高いわけでございます。そのことはいわば非常にいいことだといふこととて今日まで来ているわけでございます。今後におきましても、わが国の習慣といひますか、たいへん貯蓄率が高いということ自体は決して非難されるべきことではないと思ひますが、問題は貯蓄の形態としてどのような貯蓄、つまり預金とか株を持つていふような貯蓄形態と、ほかのもろもろの貯蓄形態との間において何が望ましいものとして考へらるべきかということがあらうかと思ひます。

が、そこはなかなかむずかしい問題でございます。けれども、預金につき、あるいは配当につき、税制上制度を変えようといふことは、その貯蓄のあり方というものの何らかの意味において干渉することになるわけでございます。そこは相当慎重に考へる必要があると思ひます。さりとて、おっしゃるやうに、もし高額の貯蓄者あるいは高額の配当受領者がある場合に、それについて十分の課税が行なわれたいといふことになりましては、所得税の累進構造といひますか、再分配機能といふものが果たされないことになるわけでございます。それから、まさにたゞいま御指摘のやうに、方向といたしましては総合のほうに持つていかなければならないということで、四十五年の改正で源泉選択という新しい手法を導入してきたわけでございます。しかしながら長い歴史がございまして、それがわが国の国民生活の中に定着するのにはまだまだ時間がかかるであらうかといふふうに考へます。

私も、まず源泉選択制度というものが正しく理解されるべきものであると思つております。が、どうもまだ銀行の窓口等において、本来それほどの所得者でない方まで、二五%の税率制度である源泉のほうを選ばれるという実態があることをだんだん直していかなければならぬ。それからだんだん直していつて、真の意味の総合に持つていかなければならぬ。何とか源泉選択制度を広く国民生活の中に定着するようにしたいもの。だといふのが願ひでございます。そういう努力を今後とも続けてまいりたいと思ひます。これを一挙にやめようといふことにつきましては、まだ国民生活の間にそういう分離的の概念あまりにも強く深く定着しておりますので、一挙にやめようといふわけにはなかなかまいらぬのではないかと。そういういわば意識改造といふことが必要ではないかといふふうに思ひます。

○塚田委員 いま説明がありましたけれども、日本は貯蓄性向が高いということについての局長の認識に、若干私どもとそこがある。なぜ高いかといふことについての基本的な考えといふものが若干私どもと違ふのじやないかと思ひます。残念ながらこの高さは、局長の言うやうに非常にいいことである、喜ぶべきことだといふに片づけられない問題があるのです。なぜかといひます。日本がほかの国よりも高いというのは、日本が社会保障制度について非常に低い。特に老後については、これはいろいろ世論調査の結果出てきておるのですが、なぜ貯蓄をするのかということについては、老後が心配だといふ率が非常に高いし、あるいは子供の教育のために、あるいはまた、ささやかな持ち家を期待してそのための貯蓄、いわば生活の最低限、あるいはささやかな文化活動を営む最低限を貯蓄に求めてやつておるわけです。

だから、これはいま局長の言うとおり若干制度を変える、利子、配当の課税方法を変えていくとか、あるいは利回りの変動とかで、大きく動くものじやないのです。特に庶民のやつは。だから、そういう面で、この制度は単に高額の貯蓄者だけに利益を与えているものであり、そういう面で政策目的に合するものであつて、一般の国民の貯蓄という面から見れば、ずいぶんかけ離れた、ずれた制度ではないかと考へるのですが、どうでしょう。

○高木(文)政府委員 御指摘のやうな面はあると思ひます。いまなぜわが国において貯蓄率が高いか、特に勤労所得者等においても非常に貯蓄率が高いということについての説明としては、よくいわれますのは、いま御指摘のやうな、社会保障が不十分であることによるいわば自衛的な意味で貯蓄が行なわれるということが一つと、もう一つは、給与体系にも關係があるといひまして、臨時賞与的なものでありまして、定額給与と比べて臨時賞与的なもののほうのウェイトがわりあい高いということから、生活費の調整のために貯蓄せざるを得ないといふやうなこともいわれておるわけでございます。しかしながら、それは現実としてそういうこととがあるわけでございますので、にわかにそれが

変わっていくかどうか。これは社会保障制度が漸次充実してまいりますならば、変わっていく面もあるかと思ひます。それから同じ貯蓄の中でも金融資産を重視するということが変わっていくとも考えられるわけですが、いまいきりでも、しかしそれも三年とか五年とかいう短い期間の間で、御意見ではございますが、いまの制度を基本的に根っこから変えていくというはむずかしいので、やはり漸を追うて変えていくということではないかと思ひます。

それからもう一つ、実は制度論のほかに、税務執行論との関係でもこれまたやっかいな問題があるわけですが、しばしば委員会その他国会においては問題になっておりますように、仮名あるいは無記名という預金制度が現実にあるわけではございません、それが望ましくないことはわかっております、私どもの銀行局等監督官庁におきまして、少なくともこれを減らしていかなければならぬというところは考えておりますが、われわれから見ますと、どうもまだその改善のテンポがあまり十分でないわけではございません、仮名とか無記名とかいうことで貯蓄が行なわれているという現状は、一挙に総合に持つていくにはなかなかむずかしい難点になつておるわけであり、残念ながらそれが現実には存在するということは、もし完全総合のほうへ持つていきましたならば、無記名なり仮名なりを促進する、こういう逆の心配もあるわけではございません、これを総合に持つていきましたら、理論的に先ほど来御指摘がございしますが、税務執行面との関連においてどのようにして把握するか。たとえば最近ナンパリング化ということが預金について行なわれているわけではございません、これは金融機関と預金者との間で便宜のために行なわれているにすぎないのでありまして、公の制度としてはございません。

〔大村委員長代理退席、委員長着席〕

さて、これを公の制度にすべきかということに

なつてまいります、またいろいろ問題が出てまいります、というようなこともございます。

そこで、先ほど来いろいろのことを申し上げておりますが、貯蓄についてのものの方が変わっていくということが一つ、もう一つは、いわゆる執行的に、税の執行がもつて得るような仕組みを漸次成熟させていく、この二つが前提条件にならうかと思ひます。

○塚田委員 先ほどからいろいろの答弁がございましたが、この制度は、いま言ったとおり特別措置による貯蓄目的という面からいうと、だんだんと色あせてきているという点、そういう点はおそらく局長も認めておられたと思ひますので、この措置については早急にひとつ総合課税といひますか、そういう方向に移るよう国民に対する啓蒙も深めていく、こういう希望を申し述べたいと思ひます。

第三点は、これまで常にいわれておる問題で、交際費の問題ですが、この交際費について特別な措置をとつておる政策目的は何ですか。

○高木(文)政府委員 これは一口に言つて、いわゆる社用経費を抑制しようということであると思ひます。

これまた昭和二十年代の末から始まつたわけではございますが、スタートいたしましたとき以来今日まで、漸次いづゆる否認割合が上つてきておりますが、その過程におきましても、やはり何とかこの社用経費を減らせないものかというところから行なわれているわけではございません。

○塚田委員 いまの答弁、この社用経費を減らす、したがって損金に対する不算入割合をだんだんと増加させていく、これは私は逆じゃないかと思ひます。本来会社経費ですからこれを経費として落とす、これは特別措置としてではなくてむしろ現行本則で損金の算入の優遇措置を認めておること自体が間違ひであつて、その間違ひを何とか是正するというところで特別措置をつくつておるわけですよ。どうも本末転倒のような気がしますが、どうでしょうか。

○高木(文)政府委員 これはまず各国の慣習というものを考えただく必要があるわけではございまして、国によりましては、いわゆる交際費的なものは経費として見ない、基本的に経費として見ないという思想が非常に強い国がございます。典型的にはイギリスなんかはそういうことではございますが、それは別に税務のほうでそうしているというのではなくて、世の中の慣行がそうなつておるというところがございますので、その慣行に反して用社経費が出されましても、それは損金とは見ない、こうなつてくるわけではございますが、わが国の場合には、すべての営業活動につきましてもるものいづゆるおつき合ひということがきつめて広範に行なわれておるわけではございまして、これは事情はわかりませんが、近代国家になる以前からそういう傾向があつたのであるかと思ひます。現在でも非常に一般的におつき合ひが行なわれておるわけではございます。

そこで会計上は、この一般的におつき合ひが行なわれていふ以上は、これはもう損金と見ざるを得ないということ、必要経費と見ざるを得ないということ、税法上では、必要経費と損金ということはばらばらわけですが、会計上はこの経費性を認めておるわけではございます。しかしそれでいふと、何かそれを押さなければいかぬというところから、税の制度でだけこれを抑制的にしようということをやつてきたわけではございます。

それで、私どももおそらく、十何年前にこの制度が始まりました場合には、税の制度でこういうふうにしたならば若干社用経費の抑制がはかられるということを期待したのではないかとと思ひますが、必ずしもそういう結果にはなりました、税の制度がこうなりまして、世の中の慣行は実はあまり変わつていないというのが実態ではないかというふうに考えます。

そこで実は、率直に申し上げて、私どもは世直しといひますか、そういう役割りをこの税制について担はされておるわけではございますが、若干うまくいきませんために、まあいばむなしさを

感ずるような状態になつております。もっと徹底してこの損金性を否認してしまつて、先ほど本末転倒とおつしやいましたが、逆にひっくり返す考え方をとつてはどうかという御指摘がございしましたが、それは政策の問題といひ得ない分野があるのではないかと。税の制度といふものは、やはり世の中での慣行がどうなつていふかといふことを前提にして考えないと、税の面だけこれは経費ではありまじやないといひても、うまくいかないのではないかと。私どももこれまで、当初のたしか二〇%から五%上げて七五というところまでお願いいたしましたしておりますが、さてこれから先どういふ方向にしたいのか。これを率を上げていっても、日本の世の中の慣行が直つてこないとするならば、本来ならばもう少し税の分野以外でこういう慣行を改めるようなムーブメントといひますか、そういうものが起こつてこないことにはどうもならぬといふことではございまして、ひっくり返して申上げますが、税の制度それ自体が世の中の実際の感覚といふものを離れて逆に行くというわけにもまいらぬのではないかと。いふふに考える次第でございします。

○塚田委員 世の中の感覚といふか慣習といふか、いま一体交際費についてどういふことを一般的にいわれているかといふと、どうせ税金で取られるならば飲み食いしたほうが得だ、こういう声がまたに満ち満ちておるわけですよ。一つは、やはりこういう制度そのものの、損金不算入という制度そのもの、そういう制度が非常に不徹底であるといふところにあると思ひます。いま局長の言つたとおり、やはり徹底的にやる。ものごとが中途はんばですと、それをのがれるためにかえつて悪が増大するといふのが例だと思ひます。たとえばこれはたいへん次元の違う問題ですが、土地税制にしてもそうです。私はいま、宿泊所がないのでアパートに住んでおります。この間契約しました。読みましたら、こういう字句が

あるのです。公租公課の高騰についてはあらためて両者協議するという項目が必ずあります。つまり、土地税制で、あらためて税金を上げると、今度は借家そのものにかかってくる。公租公課の上がりについては両者協議する。いいかげんな土地税制の値上げでは、やはりそういう事態が必ず起きてきて、末端にしわ寄せがくるわけです。

この交際費だって、やはりそういうような観念で徹底的にやらなければ、どこかで、むしろ増幅して欠陥が出てくる、こういう結果になるんじゃないかと思う。私は、ひっくり返して言ったのは極端かもしれませんが、そういう意味で、全額課税というところまではとにかくとして、やはり徹底的な課税方法をとるべきではないか、こう思うのです。それには必要経費というものを最小限に押える。つまり、商売というのは、売り買い、そしてそこから利益が出るということが基本なので、そこにおつき合いかあるいは飲み食い、こういう社会的な生産的な支出について税の面で押えていく、これは当然だと思つたので、全額課税という基本的な線に立つてこれは検討してもらいたい、こう思うのです。

○高木(文)政府委員 実はいささか個人的なことを申し上げて恐縮でございますが、税務の第一線において仕事をしておりました感覚から申しますと、税務署の法人税担当の職員が各法人について調査をいたします場合に、そのエネルギーの相当部分を交際費の調査に傾けざるを得ない現状になっております。法人の経理というものはここ十五年ぐらいの間に非常に改善されてまいりました。たとえば単純な売り上げとか経費のごまかしというようなものはあまり行なわれない、まだ残っておりますが、だいたい減つてきておりますが、どうも交際費に関する限りにおきましてはまだまだいろいろな問題が残っておりまして、現在の程度の課税でありまして、なお相当問題がたたくさんあるわけでございます。これは業種を問わず、また企業の大きさを問わず、かなり普遍的に、交際費についての申告状況は率直にいてあります。

好ましくないことになっておりますために、税務署の職員の調査にあたりまして、交際費の申告の適否というものの調査に相当精力をとられておりまして、これは非常に本来の仕事といえますか、そのバランスを欠くに至る現状でございます。そういう点を考えますと、税だけでいろいろやるうとしてしましてもなかなかうまくいかないわけございまして、先ほど土地税制についてもお触れになりましたが、私どもは、税でいろいろ政策をやる、また特に世直しをやるといふことについては、ある限度まではけっこうであると思つて、進んでやらなければならぬと思つております。でも、どうも税だけで、この点を直せあの点を直せと言われまして、それはやはり限界があるわけございまして、今回法人の土地税制について二割重課の制度を採用することに踏み切りましたのも、実は税だけでなくして、他のものもろの土地政策が相当整備してまいりましたから税も一緒にいたしまして、という気持ちで強いわけございまして、税だけでいろいろやるうとしてしまつて、なかなか世の中がうまくついでこないということ、で、フリクシオンを起すわけでございます。今後とも、税がどの程度、政策目的のために一生懸命やらなければならぬかという点については、いろいろと問題が起つてこようかと思つて、私どもは、決してそれを逃げるわけではございませぬけれども、あれも税でやれ、これも税でやれということとはとてもできない、うまくいかないという感じを持っておるわけございまして、その点はひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○塚田委員 だんだん時間がなくなつてきておりますので、次に移りたいと思つております。これとの関連で、広告税がしばしばここで議論になっております。これは交際費とは性格の違うものですが、広告税はいま地方税として、法定外普通税で地方で設定することができていることになっております。——そうですね。たとえば四大新聞あるいは最近のラジオ、テレビ、こういったものは、たとえば岡山県あるいは北海道あるいは青森

県と、こういう限られた地方にだけ及ぶ広告じゃなくて、むしろいま一カ所で広告すれば全国的にその広告効果があらわれるという事態、情報化時代といえますか、そういう事態になってきておると私は思うのです。この地方にまかせておる普通税でも、やっていると、やらないところの方が非常に多い。やっていると、やらないところののじゃなにかと思うのですが、地方税として設定することが正しいとするならば、いまの情報化時代、こういう情勢に即応して、むしろこれを国税としてもつと強化する方向でやるべきだ。

というのは、最近の広告ですね、けさも某中央新聞を見てまいりましたが、三分の一はすべて広告ですよ。こういう事態。テレビを見ればもうマーシャルが充満しておる。そういう事態になってきて、広告費というものは非常にかさんできておると思うのです。私の調べたところでは、大体四十六年度で七千八百六十億、おそらく四十八年、今年度あたりは、これまた一兆円に及ぶ広告費になると思うのです。そういうふうな広告費を使いながら、その広告費を使つておる会社に対しては国はどういうことをやっておるかという、これはまた特別措置で国民の税金を使いながらまけてやっておる。たいへんおかしな風景がいま日本のそういう経済の中にあると思うのです。やはり、過大広告といえますかあるいは過度広告といえますか、これは慎むという面から、抑制措置を講ずべきだ、とりあえず、いま地方税として認められておる広告税を国の制度として吸い上げて徹底すべきである、私はこう考えておるのですが、一体、局長はどう考えますか。

○高木(文)政府委員 広告費課税の問題につきましては、昨年の当委員会においても、そういう同様の御意見があり、その当時もお答え申しましたし、また附帯決議もございまして、その後検討をいたしておるところでございます。それで、広告税は法定外普通税として現在ございまして、昭和十七年には広告税は国税として存在したわけでございますが、昭和二十一年

の九月に廃止されてから、法定外普通税というところになっておりますが、この法定外普通税である広告税を徴収している市町村の数はきわめて少ない、市町村税としても一般化してない現状でございます。現在、広告費が、ただいまも御指摘がございましたように一兆円をちょっと欠ける程度になっておるといわれておりますが、そのうちで新聞、雑誌、ラジオ、テレビという四つの媒体の広告が大体七割から八割近くになっております。こういうものは県とか市町村のベースではうまくないのであって、もし課税を要するすれば、国税のベースで行なわれないことには、電波なり何なりは流れていってしまうわけですから、うまくないということございまして、もし広告について徹底した課税制度を行なうべきであるということであるならば、現行のように市町村税にしておくのはおかしいのであって、国税にすべきが適当であるということについては御意見のとおりでございます。

ただ問題は、これまた広告は、物を販売をする、あるいはサービスを提供するという場合に、消費者、需要者に周知徹底をはかるための非常に重要な手段でございますから、これまた関連いたくゆる経費であるということが言えるわけございまして、その経費がいれば多過ぎる、むだに使われておることから、これに課税をしてはどうかという議論が出てくるのだらうと思つて、これがまた同様に、一体広告費が日本の場合にいたくであるかどうかということについての一般的な御判断が得られないと、税としてもやりやうがないわけでございます。

この点につきましては、確かにわが国の広告費の額は相当多いわけでございますけれども、何といたしまして、まだまだ、いろんな国と比較してみますと、こういう比較が適当なのかどうかはわかりませんが、国民一人当たりの広告費であるとか、国民所得に対する広告費支出とかいふものを調べてみますと、非常に低いわけでございます。だいたい情報活動が盛んになってまいりました

とはいふものの、アメリカだとかヨーロッパ諸国に比べますれば、広告費支出額はまだまだ小さいわけでございますし、日本よりもはるかに大きな広告費を使つておられる諸外国におきまして、この課税はスウェーデンでやつておられるよう

でございますが、それ以外の国では起こつてきてないわけでございます。そういったことをいろいろ比較考慮いたしますならば、はたして広告費に課税することがいかにどうかということが問題でございまして、そのことがいいということになれば御指摘のように地方税でやるよりは国税でやるほうが筋であらうかと思ひます。

○塚田委員 いいか悪いかって、それはいいからやらしているのじゃないですか。悪ければ地方税でやらしているというのもおかしいのじゃないかと思うのですよ。

それからいふ説明がありましたアメリカは広告費が非常にたくさんある、日本より多いということとは私も承知しておりますが、その他の国で日本よりも広告費がかつておる国を、なるべく近い統計でその実態を統計上示してもらいたいと思ひます。

ちよつと時間がありませんから、二、三まとめて質問しますから、まとめて答弁してください。いま御指摘のとおり、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、この四つの媒体でほとんど七〇％を占めておる。その七〇％のうちのさらに七〇％くらいは、実は公正取引委員会と何といひますか不当だ、あるいは排除命令を出すという分野である住宅、あるいは化粧品、食料品、薬品そういうところに最も集中しておるわけなんです。これだけでもう六千万突破しているのですね。それで、確かに品物の内容とかあるいは性能とかをよく知らしめて、国民に公正な買いものをする場合に選択をさせるということもさることながら、こういった誇大広告の中で、むしろ国民に災いを及ぼすという面が非常に表面化しておりますので、これを税によって取り締まれというのは無理かもしれせんが、とにかくそういう支出を単にこれも経費だ

ということ、どうもかけつらいのじゃないかという考え方は、この際改めたほうがいいのじゃないかと思ひますね。どうでしょう。

○高木(文)政府委員 第一の御質問の各国の広告費の状態は、広告費総額をどうやって各国の分をとらえるかという問題はありますが、一応国際広告協会というのがあるようでございまして、IAAとかいっておりますが、これで一年おきに統計が発表されております。一応その数字で見ますと、一人当たり広告費は西ドイツが一萬六千円、それからカナダが一萬七千円、オーストラリアが一萬三千円、スイス二萬四千円、オランダ一萬一千円ということ、アメリカはもちろんでござい

ますが、その辺が国民一人当たりで一萬円をこえております。日本の場合は七千円強ということになっております。その程度の水準はフランスなりイギリスなりでござい

ます。それから、広告が特定商品に片寄つており、あまり意味のない広告が多いではないかということ、その意味では私も共感を覚えるわけでございますが、誇大広告の問題はこればかりで税では何ともならぬ問題でございまして、問題は過大といひますか、売り上げに比べてたとえば広告費のボーリウムが多いというあたりが問題になるうかと思ひます。

ただ、この問題についていろいろ議論いたしました際に、いろいろ議論が出てまいります。たとえば化粧品でありまして、メーカーによりまして、広告を通じて売り込むという商法をとつておるところと、いわばセールスマンを通じて売り込むという商法をとつておるところとがございまして、それから値段でやつておるところとこれもござい

ます。同じ商品の中でも、物を売るための手段、方法は、お互いに知恵を出し合つていろいろやつておるの、その場合に広告だけが何か悪い、つまらぬところに金をかけ過ぎるということであれば、セールスマンを使つて各家々をたずねていつてしつこくいろいろなことを言つて歩くの、だつてよくはないじゃないか、なぜ広告だけ目の

かたきにしなければならぬのかという式の議論もいろいろありまして、なかなか、いろいろの拡充費、販売拡張経費の中の広告費部分だけをとりえて課税する理論的根拠というものについては、いろいろやつてみますと、いろいろな反論が出てきておるということもございまして、それからテレビにつきましましては、確かに目に余る広告があることは、関係者の間でもいろいろこの議論をしまして、ときには言われておりますけれども、しかしそれによつて、現在NHK以外のものは無料で放映されて、いろいろな情報提供されておる関係にあるということから、日本はチャンネル数が非常に多過ぎるという議論まで入つていけば別でござい

ますが、なかなかむづかしい問題があるということ、この問題もいろいろな角度から議論をしていただく必要があるかと思ひます。なかなか、やつてまいりますと、各論に入つてまいりますと、そういうような反論なり批判なりいろいろなものが出てきてまして、去年も一応いろいろ研究はいたして見ましたが、相当いろいろな問題があるなということ、踏み切れないという現状にござい

ます。○塚田委員 もう時間がありませんので、次、ギャンブル税について御質問いたしたいと思ひます。一獲千金の夢は、公営のギャンブルしかないというのが庶民の気持で、ギャンブルが最近非常に

はびこつてきていると思ふのです。投機をしようと思つても、大会社が株だ土地だ、あるいは商品にまで大きな資本でやつておりますから、庶民は入り込む余地がない。そこでギャンブルということ、いろいろな弊害も出てきております。ギャンブルというのは、いわばぬれ手でアワ、こういうあれなんです、その手をかわかすための一つの方法としてギャンブル税というのを考えられてきたし、また四十八年度の税調の答申の中では、ギャンブルに対して課税を行なうことは適当であると考へる、昨年の答申で指摘した問題点を十分検討すべきだということが実は答申されております

が、このギャンブル税について、大蔵当局はどの程度の検討を進め、課税客体を把握する場合に、どういった方法を考へていま検討を進めておるか、ひとつ報告を願ひたいと思ふのです。

○高木(文)政府委員 ギャンブルについての課税の問題は、いまおっしゃいましたように、各方面から早くやれというふうな迫られておるわけでございます。これがうまくいきません最大の理由は、たとえば国営競馬が現在でも一番基準的なものでございまして、国営競馬について申し上げますと、百円で券を買いますと七十五円が配当として戻つてくる、二十五円が経費と税金、税金という名前は使つておりませんが、国庫納付金という形になっておりますが、二十五円が経費と税金という形になっておるわけでござい

ますので、この七五という配当率が諸外国のギャンブルに比べて少し低い、もうちよつと配当を多くすべきだという意見がかねがねあるわけでござい

ます。その実際上の抵抗という形のあらわれとして、いわゆる馬券が残念ながら非常に横行しております。いわゆるのみ行為、のみ屋と俗稱されておりますが、私的馬券が売られておまして、これは法律ではいけないことになっておりますから、ときどき取り締まりが行なわれておりますが、とても追いつかない、こういう現状であります。

そこで、税をかけるのはよろしいのでございしようが、税をかける結果として、七五という実質配当率が下がるということになりますと、いわゆるのみ行為を一そう助長することになる危険があるわけでございまして、こののみ行為を起させないようにならざるを得ない、むしろ縮小させるようにしながら、なおかつ税を徴収するのはどうしたらいいかというあたりに問題がござい

ておりまして、むしろ幾つかの、いわば運営についての基準的なものをきめられておりますが、それとの関係で、なかなか実はいまのみの行為の抑制ができないという問題があります。この三十六年の答申を見直す必要があるということで、たゞいま政府部内で検討中でございます。

なおまた、農林大臣の私的諮問機関でも、この問題を宮内閣を以て中心にして検討されております。税制調査会の席におきまして、その辺の事情を御説明の上で、なおしかし、それらを早く解決してやりなさいというふうにいわれておるわけでございます。

○塚田委員 交際費や広告費の問題にしても、ギャンブル税の問題にしても、広告費はいま地方税で許されておりますが、さっきお話しのとおり、地方税でやっておることからいえば、これは答申の線とは若干離れますが、しかし当然これは国税として吸い上げるべきじゃないか。ギャンブル税についてはいろいろある反対もある、当然あると思うのです、圧力団体もあるだろうし。しかし、こういった問題については、ひとつ勇気をもって早急に結論を出すということで作業を急いでもらいたい。それを期待いたします。

最後に、きのうの新聞ですが、原子力発電所の周辺の環境整備という問題から、通産省、大蔵省がいろいろ協議をして、これに対して国もあるいは電力会社も、そして市町村も大きな出資をするということが閣議決定されたようであります。私は、この制度自体の国会における審議は、当然この場ではなくて建設なり商工なりでいろいろ議論されるだろうと思いますが、ここでひとつぜひ尋ねておきたいことは、原子力発電については税法上においても相当優遇措置を講じております。特に、海外におけるウランの開発あるいは原子力発電所をつくる場合のいろいろな施設についての特別償却の制度とか、たくさんあるわけですが、出てくる電気についても、大口消費については物品税でまけておるといふようなこともありまされども、それはそれとして措置されておる。

さらにその上に今度は国は助成措置をやるわけですが、これは大幅にやるのではないかと思います。この助成措置は、まさか間違っても税制で措置をするということはないだろうと思っておりますけれども、この点はどうか。

○高木(文)政府委員 昨日の新聞報道によります問題につきましては、私も実はつまづきかたにいたしておりますので、まず通産省のほうから、最初にお答えを願いたいと思っております。

○箕輪説明員 昨日新聞に出ました法律案について、簡単に御説明いたします。

これは本日の閣議で通ったはずでございますが、内容といたしまして考えておりますことは、原子力発電所のみを対象としたものではございませんで、火力発電用施設あるいは原子力発電用施設であつて、政令で定める一定規模以上のものを対象として考えている次第でございます。この整備計画の前身といたしましては、非常にしぼった形で書いてございまして、非常に大幅な計画をつくるという形では考えておりません。

それから、ただいま御指摘のございました国の援助でございますけれども、これにつきましては、国の負担割合の特例を定めておるものが五つの事業でございます。これは具体的に申し上げますと、漁港、港湾、道路、緑地それから簡易水道、この五つでございます。それ以外のものにつきましては、特に補助のかさ上げということは考えてはおりません。

それから、国の財政上及び金融上の援助といたしまして規定が設けてございますけれども、現在、法律の上で税制を使用し促進をするというようなことは考えてはおりません。

以上でございます。

○塚田委員 火力も入っているという答弁ですが、おそらくこれは火力というところから重油いろいろあるのですけれども、この場合のねらいは原子力と重油というか、火力だと思ふのです。なぜならば、この二つについては国民の反対運動が非常に盛り上がりつつある。つまり公害

に対する反対です。それで電力会社も計画が予定どおり進まぬ。特に原子力発電についてはなかなか計画どおり進まぬということで四苦八苦した結果、国と地方公共団体、電力会社もそうですが、そのものよりもその周辺を開発して国民に、あるいは住民に安めを与える、そこで強引に設置賛成に押し込んでいくというねらい等もあるうかと私は思うのですが、いま通産省の答弁で、税制上の措置はそれ以上やらないのだということですが、局長、その点は確認していいのですか。

○箕輪説明員 ただいま申し上げましたのは、この法律では補助のかさ上げのことは税法上考えられておりませんということでございます。ただ、あと問題が残っておりますのは、この法律では、先ほど申し上げませんでしたけれども、地方公共団体が公共事業を行なう場合に必要経費の一部を電力会社が負担することができるようになってございます。その負担金の経理上の取り扱いにつきましては、現在まだ検討中でございます。この取り扱い方によつては、どういふような税法が適用されるかということがきまってくるわけでございますが、その辺大蔵省とも今後相談をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、最初に御指摘のございました原子力発電所または原子力発電所の立地難の現実から考えまして、主として原子力発電所についてのその円滑化というのがねらいであるという御指摘でございますけれども、現在は、年々増大いたします電力需要の需要増をまかなうためには、火力発電所にむしるウエイトが置かれなければ必要をすべてまかなうことができないのが現実でございます。確かに考えられております原子力発電所の増設計画と申しますのは、年々ふやしていくという形にすることにより一定計画は考えられておりますけれども、それでも今後十数年の間は火力発電所にやはり依存せざるを得ないというのが現実でございます。

それから、火力発電所につきましては、重油専焼のみをその対象として考えておるわけではござ

いませんで、一定規模以上のものであれば対象にするというふうに考えております。

以上でございます。

○塚田委員 その一定規模が問題なんです、そこで、時間もございせんので結論的に言いますと、局長、私はいま言ったような発電、いろいろな発電がありますけれども、政策としてはやはり国内資源をまず最大限に活用していくという観点からの助成なりあるいは税法上の優遇措置、こういうことは当然奨励されていいと思うのです。そういう意味で、たとえば資源開発については探鉱事業、これについては特別措置を設けておる、あるいは石炭についてはいろいろ交付金または優遇措置を講じておる。これはいいのですが、しかし反面、これは貿易関係、関税定率法の関係にもなりまされども、たとえば鉛だとか石綿だとかいろいろものを関税を下げてまで輸入してくる。税としての一貫した基本的な姿勢がないために右手と左手の使い方がどうも違うように私どもは考えられて仕方がないのです。特にいま問題になっておる原子力の問題ですが、これはこういう措置を大蔵省あるいは税法上今後何かするということになれば、住民のいろいろな意向を押さつておるための政策に転用されていくようなことも考えられます。

あとの問題は別にして前の問題、特別措置とそれから国内資源の活用、この両方の面から考えると、どうもいまの税制というのはいさぐなものがあるんじゃないかと考えられますが、一体どうでしょうか。

○高木(文)政府委員 たいへん広範な御質問でございますので、的確にお答えをいたしかねるわけですが、電力問題はだいたいよくつかない問題になってきておりますので、今後どういふふうに展開してまいりますかは私も詳しく承知をしておりませんが、あらゆる手段、方法によつて発電設備を増強していかなければならぬという状況にあるであろうと推察をいたしておりますけれども、現在のところは、今日の段階ではまだそれに

関して格別の税法上の措置をとれというほどのお話は承っておりませんし、いまのところ私どもは格別何かしなければならぬというふうに思っていないわけでございます。

今後は、いろいろ料金問題であるとかいろいろ問題が出てまいりましょうし、新しい発電方式というところにもなりますと、旧来の発電方法以外に発電についてのかかります経費の処理の問題、たとえば現在あります原子力発電設備についての特例償却制度であるとか原子力発電設備工事支出金の償却準備金制度であるとかいうようなものは、一種の特例な開発方式によりますところのかります経費の若干の軽減という趣旨から起こってきているわけでございます。筋道の通ったものであれば電力問題は問題であるだけに、場合によりましたら何らかの措置をとらなければならぬ事態が起らぬと限らないし、現時点では何も話を聞いておりませんし、いまのところは考えていないという状況でございます。

○塚田委員 最後ですが、さっき聞きましたたえは探鉱についての助成措置をしながら、たとえば石綿にしたって水銀にしたって、鉛にしたって、国内資源というのは探鉱のしようにしてはあつた、また使えぬのですから、むしろそういう方向に助成すべきであつて、いままでの関税定率法あたりでほとんど外国から輸入する。確かに石綿なんか日本のものは繊維が短いために使いづらなわけですが、それも技術の開発によってできるの、ぜひそういう方向にあれしもらいたい。だから、全体的に税体系というものをどこに一体視点を置いてやるかという基本の問題を踏まえてやらなければ、片方で火をつけて片方で消すということにもなりかねないのです、その点一つ最後に御所見を承りたいと思います。

○斎藤説明員 国内資源は、何と申しまして最も安定した長期供給源でございます、これの生産を維持していくことは、私どもとしまして一番重要な政策としてこれに対するいろいろ政策を進めておるわけでございます。その中に

おきまして関税問題ということとは非常にデリケートでございます。もちろん国内鉱山の維持というところを柱として考え、そしてユーザ・コンセンサス、そして対外的な問題を考慮いたしまして、各年度それぞれ関税率審議会で御審議をいただくわけでございますが、国内鉱山の重要性を特に考慮いたしまして、たとえば四十七年度、関税率審議会であらゆる物資の二〇%一律引き下げというふうなことが行なわれたわけでございまして、銅、鉛、亜鉛については、特に関税をさわらないというものを皆さんに御了解いただきました。そのほかにも暫定で無税ではございまして、これに対する輸入品につきましては、TQ制度を当てはめる等の手段によりまして、国内鉱山の維持発展、探鉱を進めていくという国の探鉱補助金のほかにも、税制の面からもこれをガードしておるところでございます。

○鴨田委員長 村山喜一君。

○村山(喜)委員 最初に土地税制の問題から私、質問をしてみたいと思っておりますが、それは、今度の税法の中で、法人に対して、投機的な資金を投入して取得をしたものを吐き出させる、あるいはこれからは投機をしてもあまりメリットがないようにしようというところで、法案をつくっておられるわけでありまして、そこでまず初めに、数字の上から確認をしてみたいと思ひますが、そういうようなものについては七〇%の重課になるんだとおっしゃっています、その数字はどこからお出しになったのか、その算出の基礎をまず説明願ひたい。

○高木(文)政府委員 二〇%の場合に実効の税率が幾らになりますかというところは、実は配当と留保の法人税率が違つております関係で、当該法人が利益のうちどのくらい配当をしたか、ということによつて実効税率が違つてくるわけでございます。現在私どもがしばしば実効税率として御説明をいたしておりますのは、四五%といつておりますが、この四五は、利益の三〇%を配当したとい

う場合を前提として言っております。これは企業の一般の傾向から三割ぐらいが平均率であらうというところで、三割を配当し、七割を留保したということをして頭に置いて言つておるわけでございますが、その場合に、法人税が二九・九三、道府県民税が一・六八、市町村民税が二・七二、事業税が一・〇七、一というところで、四五・〇四になります。そこで二〇%の場合に、道府県民税なり市町村民税なりが幾らになるかといふと、法人税は二〇%のほかに道府県民税が一・一二、市町村民税が一・八二、これはどうして一・一二になるかといふと、道府県民税は、法人税の五・六%とありますから、二〇%掛ける五・六で一・一二、市町村民税が、税率は一・八二、この二〇と一・一二と一・八二を足しますと、二二・九四ということになるわけでございます、二二・九四、先ほどの四五・〇四を加えますと、六七・九八というところになります。あと配当に幾ら回すか、留保を幾らにするかということによつて、標準的な場合約六八%になります。それが前後に動いてくるということでございます。

なお、事業税はこの二割分には加算されるというところがございますので、六七・九八を中心にあとは留保をふやしますと、たとえばかりに全額留保をするということと考えますと、先ほど四五・〇四と申しました数字が四八・三五になりますので、その四八・三五に二二・九四を加えていただきますと七一・二九になります。ですから、おおむね七〇%前後に実効税率がなる、こういう意味でございます。

○村山(喜)委員 配当がある法人もあれば、配当のないものもあるでしょうから、その七〇%というのはおおむね七〇%ということになるというところとわかりますが、これが赤字の場合にはどういふことになりますか。

○高木(文)政府委員 赤字の場合にはいまの二二・九四になるわけでございます。

○村山(喜)委員 二二・九四ですか。二〇%に見合う地方税分が三・四でしよう。二三・四じゃないですか。

○高木(文)政府委員 道府県民税が一・一二で、市町村民税が一・八二ですから、それを足しますと二二・九四でございますので、二〇%に加えると二二・九四ということでございます。

○村山(喜)委員 赤字が出た場合にはどういふふうな処理ができますか。五年間でもた埋め合わせをするという企業会計で処理をするのですか。

○高木(文)政府委員 根拠はこの四五・〇四と申し上げました基本の法人税のほうは、普通の法人税でございますから、赤字があつたり黒字があつたりした場合に、繰り越し、繰り戻しということになります、二二・九四の部分は、赤字、黒字と関係なく取り切りという形になっております。

○村山(喜)委員 こういうような措置を片一方に講じながら、片一方においては適用除外を設けて吐き出させるような税制をつくつてゐる。それは供給と需要との関係でむちとあめを備えなければ土地は出てこないでしようから、これによつて、その税制の上から見て土地の供給がどういふふうになっていくんだというその想定をどういふふうにしていらっしゃるのでしょうか。

○高木(文)政府委員 土地問題は、当面二つあると考えております、一つは土地がひどく、著しく非常識に上がる、これを何とか押えなければいかぬというのが一つの課題であらうかと思ひます。それからもう一つは供給をスムーズにするということ、主としてサテライトマンを中心にした家を持ちたいという夢を実現するために供給をスムーズにしなればならぬ。もちろんこの供給というのはいさるべき価格での供給が前提となつておりますが、その二つの問題が当面緊急の問題であると思つております。今回の土地税制の主眼は、どちらかと申しますと供給よりは投機の抑制というほうに主眼が置かれておまして、四十四年一月一日以降買った土地を売った場合に課税が行なわれるということであり、四十四年一月一日

以降に土地を持っておれば地方税のほうでかなり高率の特別保有税が課せられるということ、いわゆる投機買いを抑制しようという趣旨でございます。投機買いを抑制するということは、反面弊害を伴うわけであります。土地の流動性を阻害するということ配があるわけでございますが、この流動性を阻害するということは、今回の税制ではデメリットとして考えられますけれども、いかにも投機抑制が緊急要件であると考えられますところから、デメリットは十分承知をいたしながら、とにかくばか値を押えるということをやりましようということがこの税制のねらいでございます。供給促進はまた別の面を考える。

また、従来からありますところの個人の譲渡所得、長期の譲渡所得の分離、比例税率制度による課税制度というものは今後とも続くわけでございますので、供給促進のほうのたてまえとしてはこちらのほうでいくという考え方でございます。

○村山(喜)委員 何か新聞によりますと、宅地の供給促進をはかるために、農地の宅地並み課税に伴うあめ玉法案として宅地化促進臨時措置法案なるものをきょうの閣議で決定されるやに聞いておるわけですか。この中で、税金に關係あります地方税を除きまして、この譲渡所得税の税率の問題ですが、ニュースによりますと、現行の場合には四十八年は一五％ですね、四十九年、五十年二〇％という税法を、四十八年は一〇％にする、そして四十九年、五十年は一五％にするんだ、こういうような案が伝えられております。

ところが現在、私たはいまこの租税特別措置法の改正案等について審議を行なっているわけです。そういったと、一体そういうように新たな法律が出てきた場合に、まず取り扱いとしてどういうふうになるつもりなのか、その内容が事実であるのか、事実であるとするならば、手続關係として現在のこの税制の審議をやっておるこの委員会に追加提案をされるつもりなのか、それとも単独に別個の法律という形でやりになるのか、そこら辺の手続關係はどうなっておりますか。

か。

○山本(幸)政府委員 たいへんまた早々のことであります。案の内容はいまお話しのようなふうになりますものと思われまますが、それをどういうような形で国会にお出しをして御審議を願うかということにつきましてはまだ方針がはっきりきまつていない、この私も承認をいたしてあります。一本の法律案になったときに、たとえばこの委員会にお願いをするのかということなど、もう少し各委員会の間でも御相談を国会側でも願わなければならぬのではないだろうか、この私は思います。ですから、できましたならば、ここので答弁ではなくて、別途理事会などいろいろ御相談願えればと、こう思っておるわけでありま。

○村山(喜)委員 やはり税法の問題は、単独法ではかの委員会あたりでやられたんでは、全体のつりあいの上から見ましておかしなことになる。そういうような意味において、やはりその取り扱いについて理事会でどういうふうにするべきかということについては協議を願わないと、現在出されてる法案がまた修正をして追加提案されるというようなことになれば審議が非常に混乱をいたしますので、この点は委員長にまず要請を申し上げておきたい。

そこで、建設省お見えでございますが、参議員の予算委員会あたりにおきまして、地価公示制度については、これは民間の取引には規制力が及ばない、何のことはない、地価上昇の追認をして、そして一つのメルクマールを示したにすぎないんだと、こういうようなことでございます。従来のねらいというのは、その値上りを押え、全国的に地価公示制度を行き渡らして、そして宅地の供給を促進しようというねらいで予算もつき、そして計画も拡大をされておるわけでありま。ところがもう全然功を奏しない。そして公営住宅の場合でも公団住宅の場合でも、これは土地を取得できないという形で、一向に建物も建たぬ。マイホームの夢はもう完全に庶民からは奪い取られていくという状態にきている。

そういうような状態になってきたときに、一体今日の宅地政策というものをどういうふうを持つていくんだ、別途に宅地供給策が必要だということを経済企画庁あたりは答弁をしているようでありまが、実施官庁である建設省として、今日の事態においてどういうふうな対策をお持ちなのか。ただ税法だけで投機を抑制したり、あるいは供給を促進したりするというのは、これは土地政策の全体を意味するものではありませんので、補充的なものだと私は思いますので、そういうような意味からお出ましをいただいたわけですが、建設省自体は今日の時点においてどういうような考え方をしているのか、お尋ねしておきます。

○吉田説明員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘ございましたように、現行制度によりまして地価公示におきましては、公共用地の取得価格につきまして一応基準とすべきものとなっておりますが、一般民間の土地取引につきましては、確かに目安を与えるという形にとどまっております。今後この地価公示制度を拡充してまいりまして、私どももいたしましては、もっとこれを地価政策の展開に役立ててまいりたいというふうにお考えしております。そのために本年も地価公示につきまして予算の拡充をはかっているわけでございますが、地価公示の対象地域を市街化区域以外の区域に大幅に拡大してまいりたいことが一つ、それからこの地価公示制度を活用いたしまして、今回別途に国総法におきまして打ち出しております土地取引についての届け出、勧告制度、これとリンクいたしまして、公示価格を著しくこえる場合には、これに對しまして取引の中止勧告を行なうという方向に進む、こういった面で地価公示そのものを果のあるものにして充実していきたいということも考えております。

また、土地の供給の問題でございますが、土地税制そのものが土地政策の全部ではない。これはもちろん御指摘のとおりでございますが、土地の供給の促進あるいは需要の抑制という面について土地税制そのものは非常に大きな効果を持つものでございます。ただ、これとあわせて、土地利用計画の策定でございますとか、土地取引の規制でございますとか、宅地供給の促進策、このような総合的な土地政策というものを先般土地政策要綱として固めたわけでございまして、私どももいたしましては、さらに当面市街化区域内の土地の有効利用の促進というものを主眼にいたしまして、先ほどお話がございましたように、土地の市街化区域内の宅地並み課税に關連いたします宅地供給の促進というものを当面緊急措置法として策定することになっておりますが、また明年以降を目途といたしまして市街化区域内の土地有効利用をさらに積極的に推進していきまます方策を制度的にも検討いたしまして、また資金的、機構的にも、公的宅地の開発を中心といたします宅地供給策の具体化というものを根本的に進めてまいりたい、かように考えております。

○村山(喜)委員 四十四年に土地税制を改正いたしまして、個人の譲渡所得の分離課税、経費を除いて一〇％の輕課税措置を講じたわけでございまして、確かに供給力はふえた。インセンティブは、そういうような意味ではきいたわけですが、ところがそれが法人等不動産業者の手に渡ってしまった、最終的には個人の手に渡らない。渡ってもべらぼうな価格でしか渡らない。そして片一方においては土地成金が流出をしている。こういうような形で、地価は下がらないだけではなく、もう絶対量が不足しているわけですから、地価が下がる効果は生まれなかった。これは四十四年の土地税制の反省点だとわれわれは考えているのですが、主税当局はそういうようなのに対してどういうような反省を持っておりますか。

○高木(文)政府委員 四十四年改正の際にも、たいへん各専門家の方にお集まりいただきまして、原案作成の段階では慎重審議を願ったわけでございまして、当時の私どもの考え方といたしましては、あの制度で全体としてうまくいくとは限らないのであって、もう少しよろろの土地政策に關

する総合的政策が必要であり、その一環として分離課税というようなことがあるべきであるということの基本は、主張しておいたわけですが、とにかく促進を早くやれというように、まあことばは悪いのでございますが、やや見切り発車的なことになってスタートした。どうも本来ならば、他の政策と税制とが総合的に行なわれるべきところ、結果としては税制がやや先に前へ走ったという形になったのではないかと、いふふうな反省をしているところでございまして、よつてもつて、今回は税制抑制のために税制を整備いたしますにつきましても、ただいま村山委員の御質問の端々に出ておりますように、税制だけではうまくいかないということを特に私どももいたしましては強調をいたしまして、政府各部内で相互に連絡をとりまして、国土総合開発法をはじめとして、いろいろと土地に関する諸制度の手直しをするようになっております。ある意味におきましては、前回の反省から、今回は税制と他の制度が適合性を持つようになつていくことについては相当力を入れたつもりでございまして、前回の反省は今回はそういう意味では生かすことができるのではないかというふうに思っております。

なお、もう一つは、あの制度はメリットとデメリットがあつたわけでございますが、いい悪いは別にいたしまして、四十六年のいわゆるニクソン・ショック以来の異常なわが国の経済状態というものに遭遇したという不幸なめぐり合わせになりましたのも一つあつたということは、これは弁解になるかもしれませんが、お含み願ひたいと思ひます。

○村山(喜)委員 建設省が見えておりますから、これだけにしほつて、あなたもお帰りをいただきたいと思ふのですが、いまの三〇・九%ですか、一年間に地価が異常な上昇をしている。そうしてその中で新しい国土総合開発法案が提案をされておりますけれども、先ほど聞きますと、これは一つの勧告権しかない。値上がりをしたものを下に

下げるということではできない。そういうような効果はない。だから別途に宅地の供給策を緊急に講じない限り、これはもう行き詰まりだ。土地政策そのものについては、完全に政府・自民党のいままでの案の中からはこれはもうどうにもしようがないというところまできているのだと私は受け取るわけですね。もうこの際、土地というのは商品じゃないのだというその基本的な觀念に立つて問題を処理をしていく発想のしかたに変えなければいけないんじゃないだろうか。前の木村建設大臣が、初めは法人の土地譲渡所得については九〇%の重課をやるんだということを言われた。それがいつの間にか四〇%に下がり、二〇%に下がってきておるわけですね。なるほど今度の場合には機械的な取引を抑制するということの効果は若干出てくるかと私は思ひます。しかし、じゃ持つておるものを吐き出すようになるかどうかということについては、これはちょっと疑問がある。というのは、一・四%の保有税程度では吐き出すということとは、値上りのほうがずっと大きいわけですから、それだけじゃ意味がないと思うのです。そういうような意味から、たくさん除外例をおつくりになつて、そちらのほうの場合には重課いたしませんから、いまのうちにそちらのほうに譲渡しないという形で出されていくでしょう、今度の法律は。だから税制を抑制するということだけではなくて、適用除外をつくつて供給を促進するというねらいが今度の税法の改正案の中には出てくるんじゃないですか。その点は、先ほどはあまりないようなことを言われたのだけれども、どういふふうになつていくんですか。

○高木(文)政府委員 やはりものごとの考え方の筋道としては税制抑制ということに主眼がございまして。ただ、可能な限りにおいてはそれによつて流通を梗塞しないということが一つ、問題は、現在土地の取引を自由に民間で行なうことを認めるか、土地の売買は一切禁止をしてしまつて、何か公的機関が仲立ちをするというふうな仕組みにするかというふうなことについていろいろ御意見

があるわけでございますが、今回の考え方では、土地の売買を一切禁止するとかいふことはいささかドラスチックであるうといふことで、土地の売買そのものは今後とも原則的にはもちろん自由に行なわれる、しかし土地で異常にもうけることはいけないというところでございまして、宅地供給業者等に対しましては、今後とも適正な利潤を前提とした取引である限りにおいては、むしろ積極的にやつてもらわなければならないということとで、適正利潤のもとに行なわれまふところの売買については、むしろどんどんやつてほしいという前提で、適正利潤率のもとに宅地供給が行なわれますならば、この二割の増し課税はいたしませんという仕組みになつておるわけでございます。そのところは、抑制税制のために流通がとまつては困るという配慮から出ておるわけでございますが、その組み合わせにどうちになつて重点があるのかということのお尋ねでございまして、ならば、まずもつて税制を抑制することに第一の目的があり、そしてそれが弊害を起さないという意味において適正利潤のもとにおける取引を除外例としておるといふ組み立てでございまして。

○村山(喜)委員 一つ資料を出していただきたいと思ひます。あなた方がこういうふうな税法を出しになつておる背景ですね。事業法人やそのほか金融会社あたりの法人が現在保有しておる土地の中で、あるいはまた不動産業者が保有しておる土地の中で、将来の値上がりを見越して、いろいろ別荘地帯あたりを購入している例もありませんか、あるいはその特定の地域が開発されるというので、それを目当てに先買いをしているものもありませんか。そういうふうなものを除いて、住宅に適した土地というものをどだけ持っているののだから。だから、この税法が出たら、大体の見込みとしては住民に対してこれだけの土地供給が期待できるのだという一つの目安をお持ちになつていらっしゃるはずだと思ふ。その資料をひとつお出しをいただきたいと思ひます。

あと、先ほど議事進行のほうから連絡がございまして、今回は済みましたから……。

○鴨田委員長 参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、金融に関する件について、来たる五日、日本銀行総裁佐々木重君に参考人として出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本会議散会後直ちに再開することとし、暫時、休憩いたします。

午後一時三分休憩

午後四時十九分開議

○大村委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。村山喜一君。

○村山(喜)委員 先ほどの答弁はどういうふうになりましたか。

○高木(文)政府委員 資料のことでございますが、資料につきましては建設省と相談をいたしておりますが、御満足がいくかどうかかわかりませんが、ある程度のもものはつくれるであろうというところで、歸つて建設省と研究をいたしております。

○村山(喜)委員 次に、最近総需要の抑制政策をとらなければならぬという段階に入りまして、公定歩合の引き上げの問題等も措置をされた、あるいは財政の繰り延べ措置なども当然、やがての段階には考えなければならぬという状況に向かつてはあります。そこで法人税の問題に関連をいたしましてお尋ねをしてみたいと思ひます。

それは従来株式の市況というの、一株当たりの株価収益率をもとにして価格が決定されてお

たわけでありますが、最近はその一株当たりの資産がどういうふうになるのかというような問題を、含めてたいへんな値上がりをしてまいりました、東京市場の第一部に上場されているものの株価

○高木(文)政府委員 株式の時価発行に伴いますプレミアムは、御指摘のように額面との差額だけ一見会社の所得があるように見かけられますけれども、やはり本質は株主が拠出した資本でございます。ただ、旧株主とは額面、たとえば五十円の株でございますも実質二百円なり三百円なりの資産を持っておるので、その旧株主の仲間に新株主が参加するのについては旧株主と同じだけの資本を投下しなければ旧株主と新株主のバランスが

とれないということになるという思想から時価発行が肯定されるわけでありますので、それはやはり資本として見なければならぬものではないかと思ひます。

その思想から、ただいま御指摘になりましたように、商法におきましても資本準備金として積み立てるというのをきめております。それは企業の選択ではなくて、資本準備金として積み立てることを強制しておるわけでございます。したがって、資本でございますから、欠損の補てんに充てるということ以外には原則的に取りくずしを禁止しておるわけでございまして、またその取りくずしの順序等もきめておることから見ましても、商法で資本金と同じ性格を有しているものものという判定をしていることは明らかでございませう。

ただいまシャウブ勸告のときにはというお話がございましたが、その点は確かにその当時そういうものはなかったわけでございますから、それはどのように考えておりましたか明快でございませう。とにかくそういう制度がそのときには實際的になかったわけでございますから、そのときにどうも考えておったかということとは推定ができないわけでございますけれども、しかし、いずれにいたしましても現行の商法上のそういう扱いになっております關係で、商法と税とはある場合には別だということが全くあってはいけないということではございませぬけれども、大体はそういうかなり基本的な問題につきましては商法と税法とが一致した態度であることが望ましいというたてまえに立ちます限りにおきましては、やはり現段階ではこのプレミアムについて何らかの課税をするということとは問題があるのではないかということで、現在私どもの段階ではちよつとプレミアム課税は無理ではないかというふうに考えております。ただそれでは、いまは所得については、^{課税}課税はしないというたてまえが絶対的なものかどうか、資本についても、所得課税とは全く性格の違つても

のでありまして、何らかの意味における課税と
いうことが考えて考えられないことではないので
はないかという御議論があるかと思いますが、
もしそういう考えでありますれば、また話は別で
ございます。しかし、これまで大問題でございます
けれども、およそプレミアムによりますところの
会社の収入金額について、何らかの部分だけを
取り出して課税するという行き方はちょっとむず
かしいので、もし何か課税するということであれ
ば全然考え方を変えて、資本についても若干の課
税をするかどうかというような問題が別途の問題
としてあり得るかということでございますが、私
どもはいまの段階では、いい悪いは別にして、資
本の段階での課税ということは現段階では考えて
おらないということです。

○村山(喜)委員　商法には商法なりにその目的があるわけですが、やはり法人税の課税の原則という点から考えたら、一応このプレミアムにつきましては払い込み資本額までは資本そのものの増加だというふうに見えていいわけですが、それを上回るようなものについては、これは剰余として当然に今後課税の対象とするということを考える段階にあるのではないだろうかと思うのですが、最近異時点は今後検討を願いたいと思うのですが、最近異時点形で株価が上昇をしているという姿の中に、いまの税法の上で、御承知のように受け取り配当については非課税の措置がとられておりております。そういうような形の中で、六二・五九%も法人の手に株が渡っている、個人株主がだんだん人に減少をして法人の手に株が集中をしていくという形態が生まれてきているのではないだろうか。それは正しい姿のものだと私は私たちは受け取らないわけです。そういうような意味からも、もう少し租税特別措置法の内容なり、あるいはこれからは法人税本体に掲げられている課税の原則でありますが、そこら辺についても突き詰めて検討する必要があるのではないかということを描指をしたというわけですが、それをどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか。

○高木(三郎)政府委員　繰り返しになりますが、プレミアムというのは、それが所得なのか資本なのかということがやはりどうしてもまず問題になりまして、次に、現行税法上は、資本には課税をしない、所得にだけ課税をするというたてまえがあるわけでございますが、そのことの是非がまた問題になるわけでございまして、そのところを詰めた上で初めてプレミアムについて何らかの課税をすべきかどうかという議論になってくるわけでございます。私の申し上げておりますのは、現在のたてまえを申し上げているわけでございまして、立法論あるいは政策論としては、いろいろ御議論があらうかと存じます。

次に、配当の問題につきましては、受け取り配当の益金不算入ということとは、これはよく御承知のとおり、いわゆる二重課税を行なわないという趣旨から出てきておるものでございますが、親子間での受け取り配当のような場合と、それから資産運用の一つとして株を持つ場合では、確かに性格が違っておるわけでございまして、各国の立法例におきましても、親子間配当等の扱いと通常何ら関係ない他の会社の株を持つ場合の配当の扱いとは異にしている例もあり、同じゅうしている例もあるということでございまして、いま御議論になつております点は、問題点の一つであらうかと思ひます。わが国の場合には、親子間の関係であらうとそうでない株のものであらうと、一律に配当を益金不算入にしておりますけれども、あるいはその点については、違う考え方をとり得ることもあるわけでございます。

この点につきましては、午前の委員会でも他の委員の御質問にお答え申し上げましたように、来年度は法人税の税負担の問題が相当大きな問題として、税制改正の中心課題になると思われまして、その際には法人税のあり方の問題も問題になりますので、受け取り配当の問題も問題になると思ひますし、よつてもつて、受け取り配当のいろいろ勉強しました上で、各方面の御意見を伺うことにしたいと思つております。

○村山(喜)委員 資本取引に関する増減については課税をしないという形になっておりますが、最近の株の保有の動き等を見てまいりますと、確かに法人段階の所得がふえてきたために、やはり株がそういうふうに移動をしていくというふうに見なければならぬと思うのです。そういうふうな考え方に立っていった場合に、いまおっしゃるような、子会社等に対する配当の受け取り分について、非課税の問題についても、やはり検討をしておかなければならない問題だと思ひます。最近、そういうような意味においては、権利が権利を生んでいくような形の中で、株が法人のほうに集中をしたり、一部の特定の大株主の手に集中をする、そして店頭に出す株の品薄な状態をつくり上げていくので、また株価が自動的に上がるという形態をたどっているようでありま。

現在の段階においては、なるほど資本については課税をしない、所得について課税をするという原則ができていくわけですが、それを今度は清算段階において処理をした場合には一体どういふふうになるのか。それは株主に所属をしていくという形になるわけですから、やはり税金はつまり原資があるところから調達をしていくという原則に立って、もう少しこの法人税の課税の問題については、商法の改正等との関連も出てくるでしょうし、あるいは企業会計のあり方の問題との関連も出てくるでしょうが、来年度は法人税を改正するのだということも言われておりますので、それらの問題をもう少し突き詰めて議論をしておいていただきたいということを要請しておきたいと思ひます。

そこで、次の問題は、いまだ皆さんの租税特別措置がございしますが、はたしてこれだけの租税特別措置をやらなければならぬのかどうかということを一々の問題について見てみれば、なるほどこれは必要だという気持ちになる。ところが、全体的に見たときにはたしてそれは妥当であるかどうかというふうなことに受ける取らざるを得ないわけでありま。

けであります。

たとえば少額貯蓄の非課税の特別措置がありま。すね。この場合でも、四十八年度は標準世帯の場合に総合所得で百十二万円というところで、それまでは非課税になるわけですが、利子所得を持つ人がおつたとしても、総合所得において百十二万円以下であれば、これは利子の特別な控除の恩恵を受けることはないので、総合所得で課税される以上の意味においては、総合課税で課税をされる以上の所得がある人の場合に、初めて少額利子所得の恩恵措置が与えられるということになって、それ以下の場合には恩恵が及ばないという結果にいまなっているのではないかと。私は、そういうふうに見たときには、はたして少額利子所得の特別措置を受ける必要があるのかどうかということについて疑問を感じるのですが、その点はいかがですか。

○高木(文)政府委員 この預金の非課税という制度は、午前の委員会の段階で、預金の分離課税の問題に関連してお答え申し上げましたこととや重複をいたしますけれども、やはり基本は何と申しまして、貯蓄奨励から出ておるわけでございます。現在たくさんあります政策的なもの、特別措置法にありますが、もろもろの規定のうちで、この預金についての扱いは最も歴史の古い、いわば長い歴史を背後にのけた問題でございます。これはまさに御指摘のように、こういう政策的な取り扱いというものは、何がしかの意味において、課税の公平という見地からいへば望ましいことではないわけでございます。ある意味からいいますと、主税局の過去の仕事の中で、この制度をやめたほうがいいではないかということでも何度議論があつたことは、最近に限られないわけで、税当局の立場からいへば、このような制度はできるならばやめてほしいという気持ちがあることも事実でございます。

ただ、一つ問題がございしますのは、銀行におきます口座というものは、銀行、信託銀行、相互銀行、信用金庫等あわせて、と申しますのは、農協等はちよつといま別にいたしまして、それだ

けでも二億に近い預金口座の数がございします。四十七年度で大体一億八千五百万口というふうな口数になっております。このほかに郵便貯金があるわけでございます。たいへんばく大な口数でございします。かりにこれを総合課税のほうへ持っていくということにいたしますと、かなり問題がある。現在の非課税貯蓄扱いになっておりま。す口座数が大体全体の預金口座の中の三分の一を占めておりますが、こういう状態でございますし、非課税貯蓄というのは比較的金額の小さいものが多いためでございます。さて、これを総合のほうに持っていくということになりました場合には、いかようにして名寄せをするかという問題に突き当たるわけでございます。一面においてお。れわれ税の立場からいへば、どうしても総合に持っていくべきだという気持ちは持ちながら、さ。りとこの名寄せをどういふふうにするかという問題との関連を考えてみますと、なかなか現実的に処理をする方法が見つかりにくい。

現在一部の銀行におきましてはだんだん電子計算機等によって番号化は行なわれておりますけれども、これはその銀行内だけの問題でございます。す。し、多種多様の銀行相互を通ずる名寄せというこ。とは、いわばまことにむずかしい状態にございま。す。それこれ考えてみますならば、おっしゃるよ。うに、公平のほうからいふと問題がありますけれども、なかなかやめるわけにもいかないという現。状でございます。

○村山(喜)委員 いま一人百五十万円ですか、国。債もそうだったと思ひますが、そういうふうにし。て名義を子供のものあるいは女房の分に切りかえ。て、そして少額非課税の措置を受ける。ところが、実際最低課税所得の百十二万円以下の人が一。体どれくらいおるのか、それ以上の人の場合が一。体どうなっておるのか。私は総合課税の原則とい。うものが確立をされるのが正しいと思ひます。す。で、そういうような点からいへば、百十二万幾ら。の課税最低限度額以下の人の場合には、そういう。ようなものをつくらなくても別に困らないわけだ

す。それ以上の場合には若干のメリットがあると。いうだけのことであつて、小さな預金者が預金を。したために受ける利益というものはあまりないの。ではないか。むしろ大口の預金者の利益を守るた。めにこの租税特別措置法の少額貯蓄の利子等の非。課税やあるいは国債の利子の非課税の適用対象と。いうものが使われてゐるのではないかと、そういう。ふうな気がしてならないわけですが、そうでない。という資料がございしますか。

○高木(文)政府委員 貯金問題については、実。にいろいろ問題がございします。それで、御指摘の。ような問題点も相当あるわけでございます。ただ、。御指摘のような、現在の非課税貯蓄の適用を受け。ておられる方が総合所得になったら一体どうい。うことになるか、現行の所得階層別に非課税貯蓄の。口数、金額を調べるといふことは、これは突合が。ちよつとできませんのでやりやうがないというこ。とになっておるわけでございます。ただ、私ども。の経験では、中にはいろいろ調査案を通じて。この制度がうまくいっていないという場合をし。ば見出すわけでございます。

そこで、当面私どもの最大のやるべき仕事とし。て考えておりますのは、これはむしろ国税庁の執。行と関係があるわけでございますが、非課税貯蓄。が本来あるべき姿のとおり行なわれているかど。うかということがまず問題でございます。御存じ。のように、百五十万円まで非課税ということに。なっておりますが、この百五十万円というのは、。何方所かの銀行に預けても、全部を通じて。百五十万円でなければならぬ、多種多様な店舗で。百五十万円ということになっておるわけですが、A。の銀行の窓口にお客さんが預けて来られたとき。に、あなたはほかの銀行に預けておられますか。と。いうことを聞くわけでございますけれども、その。方が、いや、私はほかの銀行に預けていないと言へば、。銀行としても調査のしようがないということで、。百五十万円の制度を残すかやめるかという問題の。前に、むしろ現行の百五十万円の制度を乱用され。てはいないか、本来百五十万しかだめなはずのと

ところを、事実を偽らわって、他の銀行と二カ所、たとえ三百万円まで別の名前で預金を持って非課税になっているものがありはしないかというような問題があります。それをなくし、すなわちには非課税貯蓄の名寄せというものがあつたわけでございますが、何ぶんにも先ほど申しましたように六千四百万件ありますから、六千四百万件の名寄せというものは現行上実際問題としてはほとんど不可能に近いので、現実にはある程度のサンプリングの突合しかやっていない現状でございます。

そこで、そういう制度自体、多額多店舗で百五十万円までということ自体が現実的でないから、何らかを自動的に行なわれるような方法がないかというところが当面課題になっておるわけでありまして、今回、先般御審議が終りました、所得税法の九条一項一号で郵便貯金について一部改正をしていただきましたが、その改正もこれに関連のある問題でございます。私もといたしましては、そこにあらわれておりますように、まず現行非課税貯蓄制度が制度の予定したとおり正しく運用されるように、何か合理的に制度の仕組みを組み立てていく必要があるということ、郵便貯金を除いて六千四百万という件数は、人口の数等から見ても、件数としても若干多いようにも思われますし、そこを銀行局とも相談をし、銀行協会等銀行の連絡指導に当たっておられる機関とも相談をして、漸次この非課税制度自体を正しい運用に持っていかなければならぬというように思っております。これを一挙に廃止するというのも一つの考え方ではございますが、それが、それはまさに長い歴史を持つておるわけでございますし、それから零細な方もたくさんあるわけでございますから、一部に高所得者がこの制度を利用し、かつ場合によって必ずしも正しくない利用のしかたが行なわれておる心配があるからといって、制度のほうをやめてしまおうというわけにもまいらないというのが私どもの考え方でございます。これはかねがねやってきました。

ますが、今後とも何とかこの制度がいまのようなことよりももう少し正しく運用されるように、主として国税庁を中心にして努力を重ねてまいりたいと思ひます。

○村山(書)委員 利子所得だけで収入を得る人の場合の最低課税限度額というのは白色と同じですね。そしてその人がもしサラリーマンであった場合には、自分の得た収入の黒字部分、剰余部分を貯金をする、それも合わせて百二十万以下の零細な所得者の場合には少額利子課税特別措置の恩恵はないわけでしょう。だから、少額貯蓄の軽減措置の利益を受けるのは、その課税最低限度額以上の収入のある人でなければ受けれないというたてまえになつてゐるでしょう。ですから零細なものがあつたからということでは理屈にならないと思ひます。むしろこの恩恵を受けてゐるのはそれ以上の所得のある人の場合であつて、そういうようなものよりも、やはり課税最低限度額を引き上げる、そして総合課税にするという原則を税法では立てるべきではないかと私は言つてゐるわけではあります。

○高木(文)政府委員 もし総合にするという仕組みを考えます場合にはどうしたらいいかということになります。現段階では、窓口で利息を払います場合に、普通の場合には、総合のほうを選ぶという預金者であれば一五%の源泉徴収をいたします。総合にしないでむしろ分離でいってこれという方には二五%の源泉徴収をするということになつておられます。これは非課税貯蓄のこゑの部分についてどうなるわけでございます。

そこで、私も頭に浮かびますのは、もしこの非課税貯蓄をやめてもいんじやないかということでありました場合には、それをこゑます金額のものについて、現行行なわれておりますように、源泉課税として総合、あるいは源泉選択制度というようなのは、どうしても残さないといかぬ。というものは、そうでないと、利子を支払う段階で源泉課税が全くないといふと、どなたがどれだけの利息を受け取られたかということがわか

りませんし、申告が期待できないということになりますから、どうしても利子支払いの段階で一べん源泉課税はなくてはならぬか動かねたのではないかと頭に浮かぶわけでございますが、今度はそれを前提にして総合にいたしますと、いまのサラリーマンの二千七、八百万の方々も何らかの形で預金をお持ちになつておられるから、その方々が全部総合申告のほうに回つてくる、そしてもし一五%で源泉徴収をしてあれば、その方の給与その他の上積み税率が一五%をこえておれば確定申告の段階で幾らか税金を納めていたかかげればなりませんし、もしその方の給与その他を含めての本来負担すべき境界税率がかりに一五%以下程度の場合には還付をしななければならぬ、こういうことになりまして、全部の納税者がきちつとやるということになります。全部の納税者がきちつとやることを前提といたしますれば、サラリーマンの全部の納税者について総合をして納めていただく還付をするか、いづれにしても二千七、八百万の方に確定申告の段階で書類を出していただくという手続になつていきますからして、これはまたかなりたいへんなことになるのではなからうかという感じがいたします。

そこで、そこまではないかなくても、非課税はあまり好ましくないから分離、比例にしたらどうかという御議論もあらうかと思ひますが、ただいま御指摘のように、全部総合にするということになりますと結局そつちへこなければならぬ。それで、現在の非課税貯蓄の口数は六千四百万件あるわけですが、これはそれこそ子供さんと奥さんのものもあつたから、子供さんと奥さんでほかにも所得がない方の処理とかいろいろ問題が起つてまいりまして、やはりそれはなかなかにたいへんではなからうかという気がするわけでございます。

そこで、私も、先ほど申しましたように何よりも現実的な問題といたしましては、非課税貯蓄の制度の限度がきちつと守られるようにして、それを越える部分についての総合をまず充実していく

ということが先決問題ではないかと考えるわけでございます。御存じのように昭和四十五年度の税制改正におきまして初めて預金についての源泉選択の制度が入れられ、その税率が漸次上つてまいりまして、本年一月一日から二五%になつたわけでございます。この源泉選択制度がうまく動いて、源泉でやるよりは総合したほうが有利という方々もたくさん出てきますので、そこで順次総合のほうに持っていくというのが現実的なやり方ではないかと考えてゐるわけでございます。

この問題はなかなかやつかいでありまして、預金についてこういうことがあつたと同時に、株式についてもやや似て非なる制度があるわけでございます。株式配当についても完全総合に持っていけるというふうなことになるのであります。持たなければ、これは一部に非常に強い反対がありますが、いわゆる納税者のナンバリングシステムというもので採用しませんことには、現実的に完全総合は不可能という感じがいたします。

○村山(書)委員 時間がありますのでその問題はそれでおきますが、やはり還付をするようなそういう事例は、総合課税の選択をした人の場合には、よい取り扱ひがなされたら確定申告の段階で払い戻しをしてくださいということであるのが当然なんです。私はそう思ひます。ですから、課税最低限度額以下の人の場合には、これを現在少額貯蓄の優遇策という名に隠れて実際はよい税金をもらつておる人がおるんだ。そういうような意味において、大きな資産を持つてゐる人の場合が利益を受けてゐるような租税特別措置というのはおかしいわけですから、もう一回洗い直していただきたいと思ひます。

そこで次の問題に移りますが、今度租税特別措置に新たに設けられました、いわゆるマスキー法によります低公害車を開発するのに対して課税の減免をするというのが出ておられます。ところが、これは「時の動き」といふ総理府が出したものです、自動車の排気ガス規制というので、運輸省令によりますと四月一日以降の車については

○景山説明員 お答えいたします。

○村山(喜)委員　それでいま持っている中古車、

第一類第五号

大蔵委員会議録第二十二号

昭和四十八年四月三日

○景山説明員 考え方の基本におきましては、先生おっしゃるとおりでございます。ただ、規制

それからもう一つ、いまお話がございました

昭和四十八年四月三日

○高木(文)政府委員　その話はわかりました。私

ただ、今回お願いをしております税制上の助成

と申しますのは、四十八年の下期なり九年なり

○**杉山(喜)委員** まかしてすよ。それは当然但
 公言自効軍を生産せしめるよりカ、のためとあ

○高木(文)政府委員　いまの中古車の場合につき

一七

を早目につくって世の中に売り出すかという場合に、どう考えましてもやはりなるべく早くそういうものをつくってやらせて、そして世の中に公害をまかなない車を五十年前でも早く走らせてもらうことが望ましいということを考えますならば、取得価格が高くなり、かつ維持費が高くなるような低公害車を規制がない以前において買うという方があれば、なるべく買ってもらったほうが望ましい、こういうことはやはり言えるわけでございまして、もちろんこの低公害車としからざる車とが競争関係にありますからして、そういう意味で、結果といたしましてそれは産業対策になるということはあります。ありますけれども、それではそれをしなければ、かなりの価格差が出てくる関係上、なかなか一般の方は低公害車を買わないで従来の車を買うであろうということを考えますならば、このような制度は単純にメーカーのための制度であるというとは言えないのではないかと、思うわけでございます。

○村山(喜)委員 それはそういうようなもので、新車について規制をやる、昭和五十年から先の分はそういうようなことで、いま四十八年からそういう車に乗って走る場合には特別な措置をする、ほかの車については規制をしないというのだったらわかりますよ。ほかの車も、中古車は規制をするのですよ。これはことしの五月一日から規制されるのです。そういう保安基準を改定して出しているわけですよ。

○景山説明員 少し私の御説明が足らなかったところがあるかと思いますが、技術的にちょっとわたりますけれども御説明いたしますと、たとえば炭化水素について例を申しますと、中古車について措置をいたしました場合、大体一〇%程度炭化水素の排出が減るといふものでございます。それから四十八年度の規制の新車でございまして、新車につきまして炭化水素の場合約二〇%減るといふ規制でございます。ところが、まだこれは正式にきまっておりますが、環境庁の中央公害対策審議会の答申及びそれに基づきます五十年規制方針に

つきましては、大体炭化水素が九〇%減るといふものでございまして、同じく規制はしてございまして、光化学スモッグ対策に寄与します有害ガスの減り方が、現在の中古車規制はおおむね一〇%くらい減るものだ。ところがいまお話のございまして五十年の規制に合う車と申しますのは九〇%減る。そこが違ふところでございます。ちょっと御説明足りませんでした。

○村山(喜)委員 それはHCで一〇・一%、それからNO_xで一七・九%、こういうふうな計算をして、現在走っている車を規制しようということだと書いてあります。それはそれでやったほうが、東京のスモッグがそれだけ減るわけですからいいわけですが、これはやはり個人の負担でやるのですよ。運輸省の負担でやってくるのじゃないのです。ところが片一方の租税特別措置法の場合は、もちろん程度の差はあります、しかしまだ環境基準自体がきまっています、決定してないわけですから、あなたの方の場合は、アメリカに輸出をすることを前提にした車の開発ということでお考えになっていらっしゃるわけですね。それについては個人負担の分が多くなるようにしようというので、六万ないし十万のコストアップの半分を減税で見せようということなんです。だから、そちらの新車を買える人は、これは能力がありますよ。そういう高い車でもいいから、よし、おれは買つて乗るのだという人は能力がある。普通の場合には能力がない。能力がない者にはそういうふうな三万円ぐらいのそういうものを付けさせて、そしてこれは強制です。こっちはほうは税金でまけてあげましょう。そういう形の考え方はおかしいじゃないかと私は言うのです。こっちはほうを規制しない、こちらだけをやるのだったら、それは意味がありません。

○山本(幸)政府委員 私の聞いているところでは、この窒素酸化物並びに炭化水素を除去して光化学スモッグを退治しようという、そういう技術開発は、これはマスキー法の発動と時期を合わせて世界的に非常な注目の的であったと聞いておる

のです。しかしその注目の的であった技術開発が日本ではできなかったことなんです。それで、日本では光化学スモッグが夏になるといへん起きる。そこで外国に出す、特にアメリカに出すものはもうマスキー法に合致したものでなければ輸出はできない。そうすると今度は外国に出すものはマスキー法に合致した低公害車、価格は幾ら高くなるのか知りませんが、運輸省のほうからお聞きしたかったのですけれども、相当高くなる。しかしいざにしろ、そういう低公害車を外国に輸出するが、国内には相変わらず窒素酸化物あるいは炭化水素を出すものを発売して、そして光化学スモッグで国民を苦しめるといふわけにはいけません。だからやはりそういう低公害車に国内の車も逐次していかねばならない。しかし一ぺんにはできません。

そこでいま私は運輸省のおとりになった措置はそういう一〇%あるいは二〇%という程度でがんをするが、しかし少なくともできるだけ減らしていかうという、そういう努力だと思ふ。そこで五十年以降は高くてそれでは新車はありませんよという体制にだんだん私はなっていくんだらうと思ふのですが、しかしそれまでのほんの一年ばかりの間の、要するにそういう車をひとつ奨励をいたしますという、そういう政策を促した税制措置である。だから、これを特定の会社のためをやっているんだ、そういう考え方はなくて、日本の光化学スモッグというものをなくしようという、そういう一つの目標を前に置いて、その目標に向かつていま一生懸命で進んでいる。その過程で一年ばかりの間そういう奨励措置をひとつ講じましよう、私はこういうことであろうと理解をいたします。

○村山(喜)委員 政務次官、じゃお尋ねします、あなたはもうコースでどういうところを走ったときの標準値を想定をしていらっしゃるのですか。ローで走る場合とそれからセコで走る場合とファーストで走る場合、違うでしょう。一体その基準はどこにそれを求めて、基準値はもうで

き上がったのですか。これができないで非常に困っている。走り方によって出す公害の分量も違うのですよ。だから坂道の場合と平坦な場合とは違う。一向にその基準がでないものだから、この税法のこれに間に合うかどうかと心配をしているというのが率直なところなんです。それだけ税法のほうから先走ってつくつてみたって、これはしょうがないじゃないですか。

○景山説明員 いまお話しの方のほうの問題、技術的なことでございまして、私、お答えいたしますけれども、アメリカはマスキー法という話がございますけれども、これはアメリカの話でございます。わが国のはやはりわが国の国情に合いました走り方で規制をしなければいけません。これにつきましては、先般中央公害対策審議会の専門部会がございまして、日本の走り方、ちょっと恐縮でございますが御説明いたしますと、アメリカの規制の場合には最高速度が九十二キロ、平均速度三十一・五キロ、そういう走り方でございます。これはいま先生おっしゃいましたようなローとかセコとかトップとかいろいろございまして、それから日本の場合は平均速度が七十七・七キロ、つまりこういう過密都市の中の走行実態に合ったもの、そして最高速度が四十七・七キロ、走り方の場合の規制でいくのがよろしいという答申がついていまして出ましたので、これからさっそくに今度の低公害規制の車でございまして、これにつきましても技術的な準備を進める、いまこういつた段階でございます。

○村山(喜)委員 じゃちょっとお尋ねします。もう時間がないのですが、日本の場合にはそういう低速度で走る、それに間に合ったように保安基準をきめる。今度アメリカにそれが出された場合に、高速で走りますね。その場合の排気量の中に占める一酸化炭素なり窒素化合物の場合は、その排出の量はどのくらいになりますか。

○景山説明員 非常に複雑になりますけれども申し上げますと、日本の場合は、先ほど御説明いたしましたように、走行速度が低うございます。

低うございませうと、大体エンジンが冷えがちでございませうので、一酸化炭素と炭化水素につきましては、日本の基準でやりますと、それをアメリカのような走らせ方をいたしますと、向こうへ行っても排出量が少なくなりませう。つまり日本の規制のほうが一酸化炭素と炭化水素につきましてはきびしい結果になる、こういうことでございませう。そういう違いはあります。

○村山(喜)委員　そういうようなきびしい基準をつくって、それでいままら開発をしていくわけですが、そういうようなのができるんですか。いつでもできますか、その車。

○中村説明員　いろいろの一般紙でも報道されておりますように、アメリカの環境保護庁、EPAと申しますか、ここでマスキー法の問題について一年延期するかどうかという審査をしていくわけですが、ございませうが、ここでの、ただいま整備部長が申しました日本の保安基準そのものではございませうが、アメリカの高いマスキー法レベル、これと同じような平均的なレベルを日本も実施することを、昨秋に環境庁の告示という形で決定したわけでございます。このEPAの審査で、すでに日本の本田技研のCVCエンジンを使用しましたものと、東洋工業がロータリーエンジンにサーマル・リアクターをつけたものに、ついては、パスした結果が出ておりまして、それぞれ高い評価を受けております。これが日本の現実の保安基準あるいは現実の市販というように計画につきましては、まだ未決定の面がございませうが、私もいたしましては、この両社あたりが最初にこの低公害車という形でほかの自動車よりもはるかにすぐれた性能の車を販売し得るものと考えております。

○村山(喜)委員　一体マスキー法がアメリカで一年延期されるかどうかそれともわからぬわけでしょう。一年延期されるような情報もありますね。そうしたときに、日本だけこの低公害車を早くつくっていかなくちゃいかぬ。だからそれは本田技研と東洋工業の会社が開発をしているものなんだ

から、これについてはそういうコストアップの分をその物品税においてもあるいは地方税においても軽減をしてあげましよう、こういうような形になってくると、どうも大衆には、いま走らしている車からはつけなければ走ることができないように、程度は悪いわけですが、排気ガスの規制をやる。(ことしからだろうと呼ぶ者あり)これはもう五月一日からですよ。片一方の場合には、そういうような低公害車に乗ります人のために、というように、租税特別措置で措置をする。ちょっとそういうようなのは、本来企業が負担すべきものじゃないでしょうか。国民が税金でそれを特別にカバーをしてやらなければならぬものかどうかですね。(輸出優先だ、それは)と呼ぶ者あり)それで、やはりそういうような意味においては、輸出優先の考え方というものを、そういう自動車産業というものに税法の上においても協力をする、こういうような印象を与えておるわけだと私は思うのです。

○高木(文)政府委員　今日から五十年法が過ぎます。今までの間に低公害車と低公害でない車が市場に出てくるわけでございます。その五十年過ぎたとき、いまの、いつという基準で規制が正式に最終的にきまるかはわかりませんが、一応五十年からマスキー法的なものが日本でもできるということを前提とする限りは、五十年過ぎますれば低公害車しかないわけでございます。ところが、その途中で低公害車と低公害車でないものとが並列的に商品として売られてくるわけでございます。それで、社会的にいえば、どう見ても低公害車のほうが望ましい。にもかかわらず、低公害車のほうがお値段が高い、こういうことになると、少しい量でもいいから低公害車を買ってほしい。そうすれば社会的にも好ましいし、五十年への切りかえもスムーズにいくということであるならば、それが望ましいのではないかと。もしこの制度がなければどうなるかといえますと、企業の負担と言われまされども、これはやはりどうも

赤字というわけにはいきませんでしようから、企業はたとえ六万円ないし十万円高く低公害車を世の中へ出していくことになるわけでありまして、六万円ないし十万円高く低公害車が出ていく場合と、その高く出ている程度が半分程度で済む場合とでは、ユーザが買われる場合に、まあ少し高いけれども、そういうものであれば買おうかということが動く余地があるのではないかと。それが、たまたまそのまん中の四十八年から四十九年の二年間だけは二つの違う種類のものが並列して市場に出ていく。その場合に望ましいほうがたくさん買ってもらえるようにしたい、これだけのことでございまして、その場合に企業の負担と言われまされども、そこは企業がもし赤字でも売るとかなんとかということまでいけば別でございませうけれども、どうも私どもが担当省から伺いましたところではそれはむずかしいようございまして、決してそれによって企業がまあ経理が楽になるということではなくて、その結果価格が下がってくる。何しろこれは物品税でございませうし、片方は不動産取得税でございませうから、そういうことでこのユーザの負担が下がってくるというところが、ほぼ、やるとやらないとではそれだけ下がるということであれば、それは望ましい車のほうがよけい早く町で走るようにすることはいいことではないか、まあきわめて単純にそう考えておるわけでございます。

○村山(喜)委員　これで終わりますが、まあ本田とか東洋工業はそういう開発ができる。日本の自動車の最大のメーカーであるトヨタとか日産はそういう技術がない。そうして本田の車に乗っておれば、これは昭和五十年からあとも使える。あるいは東洋工業の車に乗っておっても、規制が完全にされたあとも乗れるわけでしょう。それだけの価値がある。トヨタの自動車、日産の自動車を今度新しく新車を買ってみても、一年しか乗れないんだということになれば、それは値が下がってくるはずですよ。ですから、そういうような税法上の利益を考え

てやらなくても、そういうような規制が将来の利用価値の上において影響を与えるということであるならば、そういう特別措置をとる必要はない。大衆は、規制をされて五月一日からはそういう保安基準に基づいて車を走らせなければならぬわけでしょう。それに対する自己の支出というものは当然伴うわけですから、そういうような点を考えていった場合にはこれは問題があるということを経験をして、私の質問を終わります。

○大村委員長代理　次回は、明四日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

昭和四十八年四月十日印刷

昭和四十八年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局